

## 朝鮮朝時代の科挙と朱子学

中 純 夫

### はじめに

中国近世における正統儒教は朱子学である。既に南宋理宗の淳祐元年(1241)、周敦頤、程顥、程頤、張載(いわゆる北宋の四子)、及び朱熹が孔子廟に従祀され、朱子学尊重の立場は明示されているが<sup>(1)</sup>、さらに元明清を通じて、科挙における経書解釈に際しては漢唐以来の古注疏ではなく専ら朱子学系統の注釈書(いわゆる新注)に準拠すべきことが明記されるに至った<sup>(2)</sup>。

なお明の永楽12年(1414)にはいわゆる永楽三大全(『四書大全』『五經大全』『性理大全』)編纂の勅命が下され、翌13年(1415)には完成、15年(1417)には三大全が六部、兩京国子監、及び天下の学校に頒布された<sup>(3)</sup>。既に元以来、古注疏よりも新注を重視する方針は明示されてきたわけだが、三大全の頒布以降、注疏は益々廃して用いられなくなったという<sup>(4)</sup>。勅命による三大全の編纂・頒布は、朱子学的経書解釈の権威をさらに高めるとともに、経書解釈のみならず性理学一般に関しても朱子学尊崇の立場を鮮明に打ち出すものであった<sup>(5)</sup>。

このように中国近世にあって朱子学は、科挙という制度的裏付けを伴って、その官学としての地歩を確立していた。実際に郷試や会試の策問において、朱子学を正統とする立場に立って暗に陽明学を批判する内容の出題が為された事例も確認されている。嘉靖2年(1523)会試(主考官蔣冕)<sup>(6)</sup>、康熙12年(1673)会試(副考官熊賜履)、康熙14年(1675)順天郷試(考官韓葵)、康熙27年(1688)会試(正考官徐乾学)等である<sup>(7)</sup>。

朝鮮朝にあって、朱子学は正統教学としての地位を確立していた。中華思想における東夷と

(1) 『宋史』卷42「理宗本紀」淳祐元年(1241)春正月条(冊3頁821～822)、『宋史』卷105「礼志」5「文宣王廟」淳祐元年正月条(冊8,頁2554)。

(2) 『元史』卷81「選舉志」1,仁宗皇慶2年(1313)11月(冊7,頁2018～2019)、『明史』卷70「選舉志」2(冊6,頁1694)、『太祖實錄』洪武17年3月戊戌(冊1,頁2467～)、『清史稿』卷108「選舉志」3,順治2年(1645)(冊12,頁3148)。鶴成久章2007年6月。

(3) 『太宗實錄』永楽12年11月甲寅,13年9月己酉,15年3月乙未。

(4) 『明史』卷70「選舉志」2(冊6,頁1694)。

(5) 鶴成久章2007年2月,鶴成久章2007年6月。

(6) 中純夫1991年,鶴成久章2007年5月。

(7) 以上,金原泰介2004年。

しての位置づけを余儀なくされた朝鮮は、中華文明、なかんずく正統儒教たる朱子学を攝取体得して中華世界の一員となり、小中華を以て自認することにより、東夷からの脱却を図った<sup>(8)</sup>。それ故に朝鮮朝にあつては、朱子学を絶対視し朱子学に非ざるものを異端視し排撃する度合いが、しばしば中国以上に苛烈であつた。

例えば朝鮮における最初の本格的な陽明学受容者であつた鄭齊斗(1649～1736)は30代以降、書翰を通じて自らの陽明学信奉を複数の知友に告白するが、一斉に激しい非難と忠告の言葉を浴びているし<sup>(9)</sup>、晩年(78歳)、成均館祭酒であつた英祖2年(1726)7月には、その陽明学信奉を理由に罷免を求める弾劾を受けている<sup>(10)</sup>。

また中国では陸九淵は嘉靖9年(1530)に、王守仁は万暦12年(1584)に、それぞれ文廟(孔子廟)への従祀を果たしている。朝鮮においても中国の現行制度にならつて陸王を文廟に従祀すべきか否かが議論されるが(宣祖33～34年, 1600～1601)、結果的には従祀を認められるには至っていない<sup>(11)</sup>。黄進興氏は万暦12年における王守仁文廟従祀決定を評して「道学多元化」を意味すると述べているが<sup>(12)</sup>、この表現を借用するならば、朝鮮近世にあつて道学は遂に多元化することなく、むしろ朱子学的価値観が一元的に社会を支配していたと評しても過言ではあるまい<sup>(13)</sup>。

それでは朝鮮における科挙制度は、朱子学とどのような関係にあつたのだろうか。朝鮮社会における朱子学尊崇の傾向を制度面から補強し、あるいは主導するような機能を現実に果たしていたのであろうか。

朝鮮時代の科挙のうち、文科に関する従来の研究は、受験資格の問題、即ち文科の受験資格が両班層に限定されていたのか否か、現実の文科及第者が両班層によって独占されていたのか否か、といった問題に、多くの関心が払われて来た<sup>(14)</sup>。また司馬試に関しては、司馬試の制度や沿革を考察するもの<sup>(15)</sup>、合格者の前歴・本貫姓氏・居住地などを分析するもの<sup>(16)</sup>、応募者・合格者

(8) 三浦国雄 1982年。

(9) 李能和 1936年, 高橋亨 1953年, 中純夫 2000年。

(10) 中純夫 2000年。

(11) 中純夫 2006年。

(12) 黄進興 1994年。

(13) 朝鮮の学術が程朱学一辺倒の傾向にあつた点に関しては、つとに張維(号溪谷, 1587～1638)に以下の有名な指摘が有る。『溪谷先生漫筆』巻1「我国学風硬直」(『谿谷集』所収, 影印標点韓國文集叢刊92冊)「中国学術多岐。有正学焉, 有禅学焉, 有丹学焉, 有学程朱者, 学陸氏者, 門徑不一。而我国則無論有識無識, 挾筴誦書者, 皆称誦程朱。未聞有他学焉。豈我国士習果賢於中国耶。曰。非然也。中国有学者, 我国無学者。蓋中国人材志趣, 頗不碌碌。時有有志之士, 以衷心向学。故隨其所好而所学不同。然往往各有実得。我国則不然。齷齪拘束, 都無志氣。但聞程朱之学世所貴重, 口道而貌尊之而已。不唯無所謂雜学者。亦何嘗有得於正学也。譬猶墾土播種, 有秀有実而後五穀与稊稗可別也。茫然赤地之上, 孰為五穀, 孰為稊稗者哉。」

(14) 宮島博史 2007年。

(15) 曹佐鎬 1969年, 1971年。

(16) 崔珍玉 1988年。

の身分・合格者の地域分布・地域格差とその時代による変遷等を考察するもの<sup>(17)</sup>、合格者を輩出した家門の分析による地域エリート研究<sup>(18)</sup>、等が存在する。しかしながら具体的な個々の出題内容に関して思想史的関心からアプローチする研究は、管見の限り見あたらない。本稿は司馬試や文科における具体的な出題内容を検討することによって、朝鮮時代の科挙と朱子学の関わりを検証することを企図するものである。

なおつい最近、朝鮮の科挙制度全般を扱った初の邦文による専著である『韓国の科挙制度——新羅・高麗・朝鮮時代の科挙——』（李成茂著、平木実・中村葉子訳）が刊行された<sup>(19)</sup>。この分野における特筆すべき研究成果であることを特に付言しておきたい。ただし同書においても、試題の具体的な内容分析にまで立ち入った考察は為されていない。

## 一 教育課程における朱子学の位置づけ

科挙と朱子学の関わりを考察するに先立って、教育課程における朱子学の位置づけについて一瞥を与えていきたい。

中国近世にあって読書の階梯を記した著明な書物としては程端礼『程氏家塾読書分年日程』（延祐2年1315自序）が有る<sup>(20)</sup>。この書は巻首「綱領」に「白鹿洞書院教条」「朱子読書法」を掲げるなど、朱熹の学問方法論を宗旨とする立場に立って執筆されたものである。実際にそこに記された読書の階梯は、【8歳入学以前】『性理字訓』→【8歳入学以後】『小学』『大学』『論語』『孟子』『中庸』『孝経』『易』『書』『詩』『儀礼』『礼記』『周礼』『春秋』→【15歳以後】『大学章句』『大学或問』『論語集注』『孟子集注』『中庸章句』『中庸或問』『論語或問』『孟子或問』、といった排列であり（同書、巻1「工程」）、朱子学系統の書物を系統的に読み進める課程を示す内容となっている。この書は中国では広く流布し、学者の読書方法に一定の方向性を与えるものとして機能した<sup>(21)</sup>。ただし朝鮮への流伝状況は未確認である。

朝鮮朝時代、勸学の趣旨を説き、かつ学校制度の規定に関して論及した文献（「学令」）として、権近「勸学事目」（太宗7年、1407）、李珥「学校模範」（宣祖15年、1582）、趙翼「学校節目」（仁祖7年、1629）、礼曹「学校勸奨条目」（仁祖12年、1634）等が有る<sup>(22)</sup>。ここではこのうち教育

(17) 李鍾日 1990年。

(18) 이연숙 2004年。

(19) 李成茂 2008年。

(20) 平田茂樹 1997年、鶴成久章 2007年6月。

(21) 『元史』巻190「儒学」「程端礼」「慶元有程端礼・端学兄弟者。端礼、字敬叔。…慶元自宋季皆尊尚陸九淵氏之学、而朱熹氏学不行於慶元。端礼独從史蒙卿游、以伝朱氏明体達用之指、学者及門甚衆。所著有読書工程、国子監以頒示郡邑校官、為学者式。」もっとも明代中期以降、永樂三大全の流布や童子試制度定着に伴う受験勉強の低年齢化等により、挙業の実態と『分年日程』所載の読書階梯との間に齟齬が生じ、『分年日程』は次第に敬遠され顧みられなくなっていったという。鶴成久章 2007年6月。

(22) 渡辺学 1969年、頁35～36。正祖『弘齋全書』巻11「翼靖公奏藁典礼類叙」の「待士引」の条に

課程、とりわけ読書の範囲や階梯等に関わる内容を含む李珥「学校模範」と趙翼「学校節目」に触れておきたい<sup>(23)</sup>。

①李珥「学校模範」(宣祖15年, 1582)

李珥(1536～1584, 号栗谷)『栗谷全書』巻15「学校模範」(壬午製述, 事目附)は宣祖15年(1582)壬午, 時に芸文館大提学であった李珥が王命を奉じて撰述したものである<sup>(24)</sup>。その「三日読書」の条に, 読書の階梯が記されている。

其読書之序, 則先以小学, 培其根本。次以大学及近思録, 定其規模。次読論孟中庸五経, 間以史記及先賢性理之書, 以広意趣, 以精識見。而非聖之書勿読, 無益之文勿観。(『栗谷全書』巻15「学校模範」<sup>(25)</sup>)

ここには「小学→大学・近思録→論・孟・中庸・五経→史記・先賢性理之書」という階梯が示されている。

②趙翼「学校節目」(仁祖7年, 1629)

趙翼(1579～1655)「学校節目」は仁祖7年(1629), 成均館大司成の趙翼が上進したものである。その中で成均館における教育内容に関して以下の記述がある。

七年, 兼大司成趙翼進学校節目。…館官日与在館儒生通講近思録・四書・五経等書, 循環熟復, 常加勸励, 使在館者無不受読。(『増補文献備考』巻207, 学校考6「学令」)

ここでも五経と並んで四書・近思録の教授と学習が要請されている点が注目される。

なお学令とはやや性質を異にするものの, 詳細な読書階梯を説いた文献として李植の「示兒孫等」にも触れておきたい<sup>(26)</sup>。

③李植「示兒孫書」仁祖20年(1642)

李植(1584～1647, 号沢堂)の「示兒孫等」は, 末尾の「壬午元日, 沢堂老人書」という記載が示すように, 仁祖20年壬午(1642)に撰述された, 一種の家訓書である。全体が「先読」「次

---

も次の一節がある。「先朝因泮隸之設棚張楽於泮中, 施罰齋生。是皆作興之懿典, 振発之昭軌也。於是乎文忠公権近有勸学事目, 文成公李珥有学校模範, 文正公宋浚吉有四学規制, 大司成趙翼有学校節目, 皆所以敦本懲実, 修己治人之具, 而造士之盛, 可以比隆於三古矣。」(影印標点韓国文集叢刊, 262冊)

(23) 他の2資料については典拠のみ示しておく。[権近]『太宗実録』太宗7年(1407)3月24日戊寅条, 権近『陽村先生文集』巻31「論文科書」(影印標点韓国文集叢刊, 冊7), [礼曹]『仁祖実録』仁祖12年(1634)10月22日乙巳条。

(24) 『増補文献備考』巻207, 学校考6「学令」「宣祖十五年, 命大提学李珥作学校事目。珥与三公會議, 以折師養士為事目。又作学校模範, 以備学令之未備者。」以下に「学校模範」全文が掲載されている。

(25) 影印標点韓国文集叢刊, 44冊

(26) 渡辺学1969年, 頁410～。

読]「科文工夫」の三項から成っており、このうち前二者が読書の階梯を示すもの、後者は挙業の要諦を簡潔に説いたものである。ここでは「先読」「次読」の内容を取り上げる（各書名の下に記載された注記の部分は省略）。

先読。詩書、論、孟、庸・学、綱目・宋鑑。

次読。周易大文、春秋左氏胡氏伝、礼記、儀礼、周礼、小学、家礼、近思録、性理大全、性理群書、心経、二程全書、朱子全書。（『沢堂集』別集。卷14「示児孫等」<sup>(27)</sup>）

朱子学系統の書物が重視されていることは一目瞭然である。因みにこうした場合、四書のテキストとして朱熹『四書集注』が想定されていたことは、言うまでもないであろう<sup>(28)</sup>。

以上、李珥「学校模範」、趙翼「学校節目」、李植「示児孫書」の三事例を通して、学令や家訓書中に言及された教育課程・読書階梯において朱子学系統の書物が重要な位置を占めていたことが確認できた。彼らがいずれも朱子学系統の人物である以上、その撰述に係る文献中において朱子学尊重の立場が鮮明に打ち出されていることは、むしろ当然のことではある。しかしながら「勸学事目」を撰述した権近を含めて、朝鮮朝時代の典型的な学令や家訓書として今日に伝わる文献の大多数が朱子学系統の人物の撰述に係るものであったとすれば、そのこと自体、朝鮮朝時代における朱子学隆盛の有力な証左に他ならない、ということもできるだろう<sup>(29)</sup>。

## 二 朝鮮朝時代科挙制度の概要

### 1

朝鮮時代の科挙は司馬試（小科、監試）と文科（大科）の二段階に分かれる。そして司馬試と文科のそれぞれが三年に一度、式年（子・卯・午・酉）の前年秋にまず初試（郷試）が各道で、式年の春には覆試（会試）・殿試が漢城で行われた（ただし司馬試には殿試はない）<sup>(30)</sup>。

司馬試の初場は進士試（詩・賦題）、終場は生員試（疑・義題）であり、受験生は初場あるいは終場において二題中一題のみ（即ち進士試か生員試のいずれか）に回答すればよく、また両場

(27) 影印標点韓国文集叢刊、88冊。

(28) 「示児孫等」の6年前に執筆された「贈安進士具秀才兩甥及阿冕入道峯書院讀書」（『沢堂集』別集、卷14、末尾に「丙子正月五日」の記載有り）には「大学中庸序文及首章、夕食後、各読一遍、仔細参究。」の一節が有り、『大学』『中庸』のテキストとして朱熹『大学章句』『中庸章句』が想定されている。

(29) 朱子学者として著名な権近与李珥は措き、趙翼与李植の2名に関して、念のためにその思想傾向を確認しておく。宋時烈撰「浦渚趙公神道碑銘并序」（『宋子大全』卷162、影印標点韓国文集叢刊、113冊）には、「欲学聖賢、舍四書不可。又嘗謂、孔子之後集群儒而大成者、朱子也。其功多於孟子云。」との趙翼の語が引用紹介されている。また李植「示児代筆」（『沢堂集』別集、卷15）には、程朱学の尊重と陸王学（王門後学の顔山農・何心隱・許筠を含む）を異端視する立場が明示されている。

(30) 『経国大典』卷3、礼典「諸科」「三年一試。前秋、初試。春初、覆試・殿試。』『統大典』卷3、礼典「諸科」「式年」原注「三年一試為大比之科。今以子・午・卯・酉年設行、名曰式年。」

に応試することも可能であった<sup>(31)</sup>。

なお、三年に一回の定期試験、いわゆる式年試以外に、増広試、別試、庭試、謁聖試、春塘台試等の臨時（不定期）試験が存在した<sup>(32)</sup>。

今、『経国大典』巻3、礼典「諸科」の記載に基づいて、司馬試及び文科における出題科目等を示せば以下の通りである。

【司馬試】（小科、監試）

○生員初試（郷試）<sup>(33)</sup>

五経義、四書疑の二篇<sup>(34)</sup> 【製述】<sup>(35)</sup>

○生員覆試（会試）100人

初試に同じ

○進士初試（郷試）<sup>(36)</sup>

賦一篇、古詩・銘・箴から一篇 【製述】

○進士覆試（会試）100人

初試に同じ

【文科】（大科）

○文科初試（郷試）<sup>(37)</sup>

初場 五経義・四書疑・論から二篇 【製述】

中場 賦・頌・銘・箴・記から一篇、表・箋から一篇 【製述】

終場 対策一篇 【製述】

○文科覆試（会試）33人

初場 四書三経 【講書】<sup>(38)</sup>

(31) 金文子1980年。なお『司馬榜目』は各年の合格者を「生員試」「進士試」ごとに掲載した後に、両方に合格した人物を「両試」の表題下に掲げている。

(32) 『統大典』巻3、礼典「諸科」「式年・増広、則並設文武科及生員・進士・雑科、而別試・庭試・謁聖試・春塘台試、則只設文武科。」

(33) 額数は以下の通り。漢城200人、京畿道60人、忠清道90人、全羅道90人、慶尚道100人、江原道45人、平安道45人、黄海道35人、永安道35人。永安道は後の咸鏡道。

(34) 「五経義」は五経に関する経書解釈、「四書疑」は四書中の疑義に関する論述。なお、正祖の時代、五経義から『春秋』が除かれて四経義となった。李成茂2008年、頁217。

(35) 「製述」は筆記・論述試験。

(36) 額数は生員初試に同じ。

(37) 額数は以下の通り。漢城40人、京畿道20人、忠清道25人、全羅道25人、慶尚道30人、江原道15人、平安道15人、黄海道10人、永安道10人。

(38) 「講書」は口頭試問。受験者が試験官の前で経書（武科の場合は兵書）の指定された箇所について、その場で読み上げ、あるいは暗誦し、その趣旨を説明する。

中場 初試に同じ

終場 初試に同じ

○文科殿試

対策・表・箋・箴・頌・制・詔から一篇 [製述]

『経国大典』『統大典』等歴代法典は、ここに示したように司馬試や文科における出題科目を明記するものの、『元史』『明史』『清史稿』の各「選挙志」における如く、五経義や四書疑、論や対策における経書解釈に際して準拠すべき注釈書を具体的に指定するような記載は全く存在しない。

2

『増補文献備考』巻186～190（「選挙考」3～7、本朝）は科挙に関わる朝鮮朝一代の事績を列挙してくれている。ここにも科挙における答案作成に際して準拠すべき注釈書等に関する言及は全く見られない。但し思想的に注目すべき条項が少なからず散見されるので、以下にそのいくつかを列挙したい。

まず、儒教を正統とする立場から、答案に仏教や老荘等、異端の語を引用言及すること、及びこれに類する行為は排斥された。

①『増補文献備考』巻186、成宗2年1471

成宗二年、行別試。有挙子、於郷試対策言祀仏攘禍者。試官斥之。上手札下批曰。儒生対策之辞、予甚憤焉。仏之為害、誰不知之。況学孔孟者乎。宜令有司屏諸遐裔、明示好惡。

②『増補文献備考』巻187、宣祖33年1600

三十三年、以李涵用荘語、特命削科。上教考官曰。試製用老荘語者。自三墳八索以来、可法之文不為不多。安用荘生談淫之說。今宜禁斷。

③『増補文献備考』巻187、肅宗36年1710

三十六年増広対策、有引用仏語者、台臣啓拔之。

①と③は仏教、仏語への言及・引用を忌避すべしとするもの、②は老荘語の引用を禁断すべしとする内容である。これ以外にも、受験生が製述に際して好んで老荘語を用い、また試官もこれを奇として高く評価するといった風潮を挙げてこれを批判する言辞が散見する<sup>(39)</sup>。

次に、四書疑の答案における荀子の引用が問題視された事例が有る。

(39)『増補文献備考』巻187、仁祖7年(1629)条「李植曰。唯是近代以来、士習荘老縦横之文、製策文字、浮誕支蔓、全失雅正体裁。以之登第、不足朝廷辞令之用。而試官專取其文字異常、置之前列。使之伝相慕効、其弊極矣。」同、仁祖19年(1640)条「趙翼又疏曰。近来科挙大壞。京中才俊之流、則不事円点治経、專務作文。其為文、又不本於経書。如韓欧近理之文、視以陳言。惟從事於馬史荘子等書、務以瓊奇相尚。」正祖『弘齋全書』巻11「翼靖公奏彙典礼類叙」の「待士引」の条にも次の言及がある。「先宣廟嘗禁挙子之用老荘文字者。有李涵用荘語登第、旋削。至仁廟朝、申其禁。」(影印標点韓国文集叢刊、262冊)

④『増補文献備考』巻187, 肅宗31年1705

監試終場有引荀子而參於高第者。參贊官閔鎮遠白上曰。四書疑引用外家文字, 大違程式。所  
 関非細, 定式嚴禁。允之。

『実録』の記載によれば、閔鎮遠は今後疑題（四書疑の出題）及びその答案において「外家文字」を用いることを禁止する旨の条項を科場事目に追加せよと主張し、肅宗に裁可されている<sup>(40)</sup>。荀子は孟子の性善説を批判して性悪説を唱え、またその門下から李斯や韓非子ら法家思想家を輩出する等、儒家としては確かに異色の存在ではある。但し『実録』における前後の文脈等も勘案すれば、ここに言う「外家文字」とは、恐らく四書以外の文章全般を広く指したものであろう。従ってここでは必ずしも『荀子』の思想内容そのものが問題視されたわけではあるまい<sup>(41)</sup>。

また、答案中において「色目」（いわゆる四色党派等の朋党・党派）への言及を禁止する事例が見られる。

⑤『増補文献備考』巻187, 肅宗8年1682

八年, 増広初試挙子対策, 有語及色目而入格者。大臣金寿恒以為, 抑揚之際, 自露形跡。以  
 此取捨, 必致人言。啓請嚴禁。

党派問題への言及は、受験者本人がどの党派に帰属しているかを端なくも露呈することにもなり、ひいては帰属する党派によって合否が左右されたとの憶測を招きかねない。『実録』によれば、金寿恒の上請は肅宗によって嘉納されている<sup>(42)</sup>。そして実際にこの条項はその後、『受教輯要』（1698年）、『統大典』（1744年）等の法典類に明記されるに至っている<sup>(43)</sup>。

3

なお本稿の主題とは直接の関わりを持たぬものの、科挙答案における文体の問題にも一言触れ

(40) 『肅宗実録』肅宗31年(1705)4月2日乙丑(冊40, 頁148)「乙丑, 御昼講。參贊官閔鎮遠啓曰。科場之文, 自有程式。少違程式, 有司黜之, 例也。近来文体漸變, 不有程式。…今番監試覆試一所疑題, 有曰, 聖人之相人, 与相人之相人同歟, 異歟。此雖曰出自東萊博議, 而疑題用外家文字, 係是窺見, 有非程式。而況以聖人与相人, 比較優劣, 似有欠於尊畏聖人之道, 已極未安。且其優等入格之文起頭, 引用荀子人相篇云。四書疑之引用外家文字, 曾所未見, 而置之高等, 前頭文体, 必將大變, 所関非細。此後則疑題及入格之文, 勿用外家文字事, 添入於科場事目, 以為定式施行之地何如。上曰。所達甚是。依此為之。」

(41) もっとも、時代ははるかに下るが異端として荀子に言及する事例もある。『正祖実録』正祖15年(1791年)10月24日乙丑(冊46, 頁253)「乙丑。左議政蔡濟恭上劄曰。…批曰。卿見昨日台批乎。異端云乎者, 非独老為然, 仏為然, 楊為然, 墨為然, 荀為然, 莊為然, 申為然, 韓為然。凡諸子百家, 有万其類之書, 少私於正經常道, 而非先王之法言, 皆是也。」

(42) 『肅宗実録』肅宗8年(1682)3月27日乙亥(冊38, 頁585)「領議政金寿恒請對, 奏曰。洪致祥試卷文字, 一篇辭意, 極其冗雜。不但大違程式, 亦可見其人之顛妄矣。且科製文字, 切不可論及朋党, 露其形迹。自今科製, 語及色目者, 一切勿取, 以嚴科場而杜後弊。上曰。此人顛妄, 固不足深責, 而科場事体嚴重。科製中語涉色目者, 另加禁斷。」

(43) 『受教輯要』巻3, 礼典「科挙」「科製中, 語及色目者, 一切禁斷。」原注「康熙壬戌承伝」(康熙21年壬戌は肅宗8年1682)『統大典』巻3, 礼典「諸科」「大小科場文字中, 語及色目, 或用奇僻之語者, 勿取。」『大典通編』巻3, 『大典會通』巻3も同じ。

ておきたい。周知の通り明清時代の科挙答案は、八股文という独特の文体で作成することが要請された<sup>(44)</sup>。八股文はまた制義とも称され、聖人の語気（口気・肉声）を再現する（聖人に成り代わって経義を解釈解説する）こと、及び四つの対句即ち八股を用いることをその主たる特色とする<sup>(45)</sup>。八股文は具体的には「破題」「承題」「起講」「起股」「虚股」「中股」「後股」「収結」によって構成され、このうちに「起股」「虚股」「中股」「後股」の四つの対句を含む<sup>(46)</sup>。

さて朝鮮朝時代の科挙において、答案の文体に関して同様の制約が存在したのか否かについて、『経国大典』以下の法典類には明文はない。ただ、以下に示すいくつかの資料を情況証拠として、朝鮮朝時代の科挙も、八股文（ないしはそれが朝鮮独自の変化発展を遂げたもの）による答案作成という制約が課せられていたものと推測しておきたい。

①徐命膺（1716～1787）はその「科挙議」の中で、国初以来、対策の作成に際しては皇明に倣って八股文の文体が採用されてきたが、いつしかその文体は変容して今に至った、との趣旨を述べている。

国初策文、頗以皇明高皇帝与劉基所定八股文体為本而猶多可觀。如先正臣文正公趙光祖之謁聖制策、先正臣文成公李珥之性晝天道策。是也。其變為今体、不知艱自何時。而層節太多、旨義繁複、頭大尾小、不成体段。甚至於場屋之士、只製虚頭中頭、其余逐条以下、尽謄他人之文而用之。如此策文、雖日試千万篇、亦無以見其論治之優劣。（徐命膺『保晩齋集』卷9「科挙議」<sup>(47)</sup>）

この記述が正しければ、少なくとも趙光祖（1482～1519、号静庵）や李珥（1536～1584、号栗谷）の時代までは、対策において八股文が用いられていたことになる。それがこの文章の筆者徐命膺（1716～1787）の時代には、既に「今体」に変化していたという。文中の「虚頭」「中頭」が「虚股」「中股」に対応するのか、あるいは「逐条」も含めて「今体」を構成する朝鮮独自の程式を指す語彙なのかは未詳である。

②鄭経世（1563～1633）は、司馬試の考官を務めた際、受験生に告示した榜論の中で、文体の形式にとらわれずに内容を重視せよ、との訓戒を行っている。

諸生有能通經義者、以義為主篇。又不須双頭破題、求合旧様。但將題意討論敷釋。有如論体亦佳、切勿因循弊習、隨波逐浪。（鄭経世『愚伏集』卷14「榜論場屋士子文」<sup>(48)</sup>）

(44) 八股文に関しては鈴木虎雄 1934 年、佐野公治 1988 年、大木康 1992 年、大木康 2006 年、鶴成久章 2007 年 3 月を参照。

(45) 『明史』卷 70、選舉志 2「科目者、沿唐・宋之旧、而稍變其試士之法、專取四子書及易、書、詩、春秋、礼記五經命題試士。蓋太祖与劉基所定。其文略仿宋經義、然代古人語氣為之、体用排偶、謂之八股、通謂之制義。』『清史稿』卷 108、選舉志 3「有清科目取士、承明制用八股文。取四子書及易、書、詩、春秋、礼記五經命題、謂之制義。」

(46) 八股の構成や各部の名称には諸説がある。ここでは仮に便宜的に大木康 1992 年及び大木康 2006 年に従う。なお鈴木虎雄 1934 年が記すところもほぼ同様である。

(47) 影印標点韓国文集叢刊、233 冊。

(48) 影印標点韓国文集叢刊、68 冊。

鄭経世の年譜によれば、この文章は仁祖8年(1630)の執筆である<sup>(49)</sup>。①において八股文が確実に行われていたとされる時代から、半世紀余りの時間が経過している。

文中の「双頭」は対偶(対句)を意味するものと思われるが、あるいは①における「虚頭」「中頭」に対応する概念である可能性もある。ここでの「双頭破題」はやり八股文もしくはその一種の変型を意味するものと見ておきたい。

なお『増補文献備考』(巻187「選挙考」4)は仁祖7年(1629)の条に「鄭経世論監試諸生文曰」として上記榜論を引用した上で、「鄭経世知貢挙、先覩文字順理進退之。奇怪險僻、絶不得逞。時文之習、幾乎一変。」と述べている。

③李象靖(1711～1781)はその「科挙私議」己未(英祖15年1739)の中で八股文の廃止を提起している。

詞章之科、則詩賦浮艶之辭、表頌諂諛之體、無益於德行道芸之実者、亦可次第罷休。而疑義論策、亦不必為對偶破題之法、惟務根拠義理、指陳事實、不為煩文謾語以夸多。不為綺辭巧説以逞奇。(李象靖『大山集』巻42「科挙私議」己未<sup>(50)</sup>)

文中の「対偶破題之法」とは「破題」から説き起こして対句を多用する文体(=八股文)の意であろう。「科挙私議」は科挙の弊害を列挙しつつその改革を主張した文章である。そのような文脈中で八股文の廃止が提起されている以上、逆に当時、四書疑・五経義・論策の答案作成に際して八股文の採用が要請されそれが多くの弊害をもたらしていた事実を裏書きするものと言えるだろう。

④正祖7年(1783)の抄啓文臣に対する策問中において、正祖は八股文の弊害を指摘している。

王若曰。…所謂虚頭之衍義、真同贅疣。中頭之造語、徒循繩墨。逐条之随問略提、大抵之趁題全膽、救弊之臆對陳言、篇終之引古預講、統尾副急、全乏实用。奚但对者之因循例套。蓋由發問之勒定塗轍。雖有黼黻之高手、奈拘墨帖之八股排比之程式。若不擺脫、縦横之礼楽、難容鋪叙。如欲參酌古今、以定設問之規、要得適用之文、則不知改之如何、可謂善問、而有以發對者之意歟。(『弘齋全書』巻49、策問2「策規」抄啓文臣課講比較(正祖7年癸卯1783)<sup>(51)</sup>)

「墨帖」(試験の答案)における「八股排比之程式」(「比」は対句の一方を指す)が話題にされている以上、上文の「虚頭」「中頭」「逐条」「大抵」「救弊」「篇終」は、やはり八股(ないしはその変型)の構成に関わる語彙であると思われる<sup>(52)</sup>。ここでは八股の形式に拘束された答案が冗長・陳腐・空疎で、实用に資するところがないものに墮している現状を指摘した上で、それは受験生の側のみの問題ではなく、出題者側の責任でもあり、策問の改善策に関する具体的提案を下問

(49)『愚伏集』別集、巻7「年譜」庚午崇禎三年今上八年先生年六十八歳「二月辛酉、差監試試官」条。

(50)影印標点韓国文集叢刊、227冊。

(51)影印標点韓国文集叢刊、263冊。

(52)『弘齋全書』巻161「日得録」1「文学」には「謂臣念祖臣志儉曰。今之策問、非古也。故其對愈下。如所謂虚頭・中頭・逐条・大抵・設弊・抹弊・篇終問者、皆預為之設。而對者則随条步趨、依樣敷衍而已。因襲既久、莫不有一定之套。語雖善、將焉用之。」とある。影印標点韓国文集叢刊、267冊。

している。

以上の諸例に徴して、朝鮮朝時代の科挙が基本的には中国同様、八股文（もしくはそれが朝鮮独自に変型した程式）を採用していたものと見ておきたい<sup>(53)</sup>。

### 三 『司馬榜目』を通して見た朝鮮朝時代の科挙と朱子学

『司馬榜目』全17冊（国学資料院、1990年）は肅宗10年（1684）から高宗31年（1894）に至るまでの司馬試（式年、増広）の榜目（合格者名簿）であり、合計99回分が収録されている<sup>(54)</sup>。そして各榜目の末尾には、原則として初試及び覆試の出題内容（「試題」）が収録されている。従って『司馬榜目』は、朝鮮朝時代の人物伝記に関わる基本的工具書であるにとどまらず、朝鮮朝時代の科挙の実態を考察する上でも極めて有用な資料であることは言うまでもない。

実際に『司馬榜目』所収の試題を通覧すれば、出題者や受験生の双方が經書解釈に際してどのようなテキスト・注釈書に準拠していたのか、受験生はどのような知識素養の修得を要請されていたのか、といった事柄を一定程度明らかにすることができる。

例えば四書のテキストの問題である。前章で述べたように、司馬試のうち生員試の初試（郷試）と覆試（会試）、及び文科初試（郷試）の初場においては、四書疑が出題された。四書のうち『大学』と『中庸』は周知の通り、元来は『礼記』中の一篇であった（『礼記』「中庸」第31、「大学」第42）。これを朱熹が独立単行させ、分章句読と注釈とを施したものが『大学章句』『中庸章句』である。従って四書をひとくくりとして出題する四書疑において、その所依のテキストが朱熹の『四書集注』（『大学章句』『中庸章句』『論語集注』『孟子集注』）であったことは、或いは検証するまでもなく自明のことであったと言えるかも知れない<sup>(55)</sup>。実際に四書疑の内容を検討すれば、

- (53) 八股文採用の実態に関しては本来、中国八股文に関する諸先学による先行研究の全てがそうであるように、程文（試験官による代作）や墨卷（受験生の答案）等の実作品の分析を通して為されるべきことは言うまでもないが、今回はそこまで踏み込むことができなかった。
- (54) 但し当該期間中に実施された司馬試の榜目が漏れなく収録されているわけではない。『増補文献備考』巻189～190に収める「本朝登科総目」は李朝一代に実施された司馬試と文科の科挙全てを記録している。今『司馬榜目』冊1所収の期間について「本朝登科総目」に記録された司馬試を列挙してみると、①肅宗10年（1684）式年、②13年（1687）式年、③15年（1689）増広、④16年（1690）式年、⑤17年（1691）増広、⑥19年（1693）式年、⑦22年（1696）式年、⑧25年（1699）式年、⑨25年（1699）増広であり、このうち⑥と⑧は『司馬榜目』冊1には未収録である。なお現存司馬榜目の総目録としては、かつて三木榮1957年、桂勲模1968年が作成されている。しかしこれらはいずれも国学資料院1990年が刊行される以前の研究成果である。
- (55) 科挙における四書疑の出題と朱子学尊崇の姿勢とを結びつけて論じたものとして李滉に以下の発言がある。『退溪先生續集』巻8「回示詔使書」「至于国朝、獲蒙皇朝頒賜四書・五經大全・性理大全等書。国朝設科取士、又以通四書三經者、得与其選。由是、士之誦習、無非孔孟程朱之言。」ほぼ同内容の記述が以下の諸書にも見える。奇大升『高峯先生統集』巻2「天使許国魏時亮問目条対」尹根寿『月汀集』別集巻1「答陸学正問目」。なお李成茂2008年は、高麗時代における四書疑創設に触れる文脈で、四書疑の課試そのものが科挙に対する朱子学の影響を意味する、との見解を述べている（頁67）。因みに同書によれば、朝鮮時代の初期60年間は、司馬試における進士試と生員

その点は容易に確認できる。また『四書集注』に附された朱熹の注が出題内容となっている場合も少なからず存在する。さらには、『四書大全』に依拠して出題した事例も複数検出される。これらの事例は、朝鮮朝時代の科挙が朱子学と密接不可分に結びついていたことを雄弁に物語るものであろう。以下、項目ごとに具体例を挙げていきたい<sup>(56)</sup>。

## 1 四書疑（生員試）

司馬試の試題のうち、経書解釈に直接に関わるのは五経義と四書疑である。ただ五経義は、例えば「賢者之祭，必受其福。」（『甲子式年司馬榜目』会試？生員試，一所，礼義<sup>(57)</sup>），「我日斯邁，月斯征」（同上，二所，詩義<sup>(58)</sup>）等のように、五経中の一経の中から数文字乃至十数文字の文章を抜き出して出題し、その解釈を問うものである<sup>(59)</sup>。それ故に五経義の試題のみからでは、所依のテキストや注釈書を推測する手がかりは全く得られない。それに比べると四書疑の試題は比較的長文であり、本稿の問題意識にとって有用な種々の情報を提供してくれる。

### (a) 『大学章句』『中庸章句』の分章に依拠しているもの

- ① 『崇禎三庚午式年司馬榜目』（英祖 26 年 1750）会試，一所（冊 4，頁 499）<sup>(60)</sup>

問。中庸首章曰。「天命之謂性。」末章曰。「上天之載，無声無臭。」既曰天命，則命猶令也。其所謂無声無臭，何歟。第十二章「鳶飛」之喻，言天理之昭著也。第十六章「於穆」之詩<sup>(61)</sup>，言天道之不已也。亦皆合於首末兩章之旨歟。

- ② 『崇禎三甲午式年司馬榜目』（英祖 50 年 1774）会試，二所（冊 5，頁 625）

問。大学伝九章，三引詩以齊家之徳，而独於「桃夭」并引起興之辭，其義何歟。

- ③ 『崇禎紀元後三丁酉増広司馬榜目』（正祖元年 1777）会試，二所（冊 6，頁 169）

問。大学伝十章言理財用人而不言礼楽刑政，何歟。

- ④ 『崇禎三乙丑増広司馬榜目』（純祖 5 年 1805）初試，二所（冊 8，頁 261）

問。中庸大旨，要不出率性之道。…十二章言鳶魚，十六章言鬼神，於何見率性之道歟。

- ⑤ 『崇禎紀元後四戊子式司馬榜目』（純祖 28 年 1828）初試，二所（冊 10，頁 252）

試のうち、進士試は実施されなかった。これは朱子学を信奉する新進官僚達が、詞章よりも経学を重視する立場から主導した政策であった（同書頁 79，115～116）。

(56) 『司馬榜目』全 17 冊の閲覧に際しては、富山大学人文学部教授鈴木信昭先生に種々便宜を図って頂いた。付記して特に謝意を表させていただきたい。

(57) 肅宗 10 年 1684 年（『司馬榜目』冊 1，頁 74）。所引の経文は『礼記』『祭統』

(58) 『司馬榜目』冊 1，頁 75。所引の経文は『詩経』小雅「小苑」。

(59) 五経義の試題も当初は長文であったが、仁祖 11 年（1633）以降、単句による出題に改められた。李成茂 2008 年，頁 219。

(60) 郷試や会試において受験生を二箇所に分けて収容した際の第一試験場が一所，第二試験場が二所である。一所と二所とでそれぞれ別の出題が為された。通常，一所は礼曹，二所は成均館で実施された。なお以下において，榜目の題目は原則として各榜目の第一葉第一行の記載に従う。ただし題目が長文の場合には，適宜省略して示す。また試題は必ずしも全文ではなく適宜省略して引用する。

(61) 「第十六章」は「第二十六章」の誤刻であろう。

問。中庸三十一章曰。「溥博如天，淵泉如淵。」三十二章曰。「淵淵其淵，浩浩其天。」如天如淵，其淵其天，或有同異之可言歟。

⑥『崇禎紀元後四乙未慶科増広司馬榜目』（憲宗元年 1835）会試，一所（冊 10，頁 515～516）

問。大学伝之十章，所以結首章之旨，則絜矩果是至善之義，而於明德新民上，当属何辺看歟。周知のように『礼記』「中庸」や『礼記』「大学」には，そもそも経伝の別や分章は存在しない。従って以上の内容からも，四書疑の出題が『大学章句』『中庸章句』に準拠して行われていたことが確認できる。

(b) 朱熹「中庸章句序」から出題するもの

○『崇禎紀元後四戊午式司馬榜目』（哲宗 9 年 1858）会試，一所（冊 12，頁 373）

問。中庸序曰。「人心生於形氣之私」人心既是生於形氣之私欲，則「雖上智不能無人心」何歟。なお後述するように，進士試の詩題において朱熹「大学章句序」の語を用いている事例がある（本章第 2 節の②）。

(c) 『四書集注』そのものを出題内容とするもの

①『崇禎紀元後四丁亥慶科増広司馬榜目』（純祖 27 年 1827）会試，二所（冊 10，頁 170）

問。中庸大学，俱載於戴記諸篇之中。而程子拔之，列為四書。苟尊信之，則何必舍本在之經而別為各篇之書歟。兩書俱是一統文字而程朱分章而發揮之，必有精義，則於大学立經立伝，於中庸只称第次者，何歟。

②『崇禎紀元後五戊子式年司馬榜目』（高宗 25 年 1888）初試，二所（冊 16，頁 201）

問。論語孟子注，必曰集注，中庸大学注，必曰章句。訓釈之義，一也。而或曰集注，或曰章句者，何歟。

(d) 『大学』三綱領において「新民」説を採用するもの

周知の通り，『礼記』「大学」の「親民」を程頤や朱熹は「新民」に読み改めた。一方，王守仁は古本大学に依拠し，「親民」説を採った。「新民」「親民」のいずれを採用するかは，その人物が朱子学の立場を採るか陽明学の立場を採るかを識別する，一指標ともなる。この点，『司馬榜目』中の試題はいずれも「新民」説を採っている。

①『己卯増広司馬榜目』（肅宗 25 年 1699）会試？，二所（冊 1，頁 527）

問。於大学經一章曰明德，曰新民，曰止至善。於中庸第一章曰天命，曰率性，曰修道。庸学相為表裏<sup>(62)</sup>，而首章之義不同，何歟。

②『崇禎三壬子式年司馬榜目』（正祖 16 年 1792）会試，一所（冊 7，頁 182）

問。大学伝二章釈新民之義，而章内五新字，皆非新民之新。焉在其釈新民之義歟。願聞其義。

③『崇禎紀元後四丁卯式年司馬榜目』（高宗 4 年，1867）会試，二所（冊 13，頁 397～398）

(62) 「庸学相為表裏」に関しては f ⑦を参照。

問。大学首章曰「大学之道，在明明徳，在新民，在止於至善。」中庸首章曰。「天命之謂性，率性之謂道，修道之謂教。」大学則於首章言大学，而中庸則於首不言中庸者，何歟。

(e) 試題中において朱熹を朱夫子と称するもの

試題中において朱熹に言及する際の呼称は朱子が一般的であるが，朱夫子という呼称も少なからず存在する<sup>(63)</sup>。このような呼称を用いること自体，言うまでもなく朱熹及び朱子学に対する尊崇の姿勢を明示するものである。以下にそのうちの二例を挙げておく。

①『崇禎紀元後四丁酉式司馬榜目』（憲宗3年1837）会試，一所（冊10，頁611～612）

問。「顔淵問仁。子曰。克己復礼為仁。」仲弓問仁。子曰。出門如見大賓，使民如承大祭。己所不欲，勿施於人。」…朱夫子釈之曰。「克己復礼，乾道也。主敬行恕，坤道也。」克復之為乾道，敬恕之為坤道，亦有旨意之可言歟<sup>(64)</sup>。

②『崇禎紀元後四癸卯式司馬榜目』（憲宗9年1843）会試，一所（冊11，頁178）

問。大学誠意章曰。「君子慎其独。」又曰。「小人閑居為不善，無所不至。」朱夫子釈之曰。「閑居，独处也。」慎独之独字与所謂独处之独字，同歟異歟。

(f) 『四書大全』にもとづいて出題しているもの

この項に関しては，該当する事例について管見の及んだものを全て挙げておくことにしたい。なお永楽三大全が永楽13年（1415）に完成し，15年（1417）には六部，兩京国子監，及び天下の学校に頒布されたことは既に述べたが，永楽17年（世宗元年1419）には早くも帰国する燕行使に三大全が下賜されている<sup>(65)</sup>。

①『丙午式年司馬榜目』（英祖2年1720）会試，一所（冊3，頁496～497）

問。大学曰。「誠其意者，毋自欺也。」「小人之揜其不善而著其善。」即言其自欺之患，則毋自欺之極工，只在此一節歟。先儒言。「毋自欺，說細密，而小人閑居一段，說得粗。」然則何者為毋自欺細密工夫歟。

ここに引く先儒の説（「說得細」「說得粗」）とは，『大学章句大全』伝第六章双行小注所引の新安陳氏の説である<sup>(66)</sup>。

(63) 筆者の調査では全7例である。本文中で挙げた2例以外は，冊7頁556，冊13頁117，冊13頁397，冊15頁230，冊15頁538。

(64) 所引の『論語』本文はいずれも「顔淵」第12。また「乾道」「坤道」云々は仲弓問仁章における朱注である。「愚按，克己復礼，乾道也。主敬行恕，坤道也。」

(65) 『世宗実録』世宗元年（1419年）12月7日丁丑（冊2，頁348）「敬寧君裋・賛成鄭易・刑曹參判洪汝方等回自北京。…一日，詔裋陞殿上，帝降御座，臨立裋所跪処，一手脱帽，一手摩髻曰。汝父汝兄皆王，汝居無憂之地，平居不可無所用心。業学乎。業射乎。宜自敬慎読書。特賜御製序新修性理大全，四書五経大全及黄金一百両，白金五百両，色段羅彩絹各五十匹，生絹五百匹，馬十二匹，羊五百頭，以寵異之。」

(66) 「新安陳氏曰。上一節毋自欺，說得細密，乃自君子隱然心術之微処言之。此一節言小人之欺人，說得粗，乃自小人顯然詐偽之著者言之。」

②『崇禎三戊午司馬榜目』（正祖 22 年 1798）初試，一所（冊 7，頁 384）

問。中庸大学相為表裏，則中庸之誠身与大学之修身，同歟異歟。先儒謂「中庸九經，当一部大学。」九經之目，修身而親親以及於懷諸侯者，固可謂修齊治平，而不言格致誠正之工者，何歟。

ここに引く先儒の説（「中庸九經当一部大学」とは、『中庸章句大全』第 20 章「凡天下国家有九經」の直前の双行小注に引かれた黄氏の説である<sup>(67)</sup>。なお「中庸大学相為表裏」については⑦を参照。

③『崇禎三癸亥増広司馬榜目』（純祖 3 年 1803）初試，二所（冊 8，頁 79）

問。大学曰。「知止而后有定，定而后能静，静而后能安，安而后能慮，慮而后能得。」…先儒以明明徳於天下八条謂之工夫，物格而后八条謂之功效。然則定以下五者，是工夫歟，抑功效歟。

ここに引く先儒の説（「工夫」「功效」云々）は、『大学章句大全』經の双行小注に引く雙峯饒氏の説である<sup>(68)</sup>。

④『崇禎紀元後四甲戌司馬榜目癸酉式退行』（純祖 14 年 1814）会試，二所（冊 9，頁 170）

問。論語「浴乎沂，風乎舞雩，詠而歸。」朱子曰。「看其意，有鳳凰翔于千仞底氣象。」浴沂風雩之氣象，何如而譬於鳳翔千仞，鳳翔千仞之氣象，何如而譬諸浴沂風雩。其引譬之氣象，可以形容歟。

ここに引く朱子の語は、『論語集注大全』「先進」の当該条（「子路曾皙冉有公西華侍坐」章）の双行小注に引かれている<sup>(69)</sup>。『大全』引く朱子語の典拠をさらに遡れば『朱子語類』である。但しこの語は『朱子語類』卷 40 の『論語』「先進」当該条の項にではなく、卷 27『論語』「里仁」の箇所に存在する<sup>(70)</sup>。従ってこの場合、出題者が『語類』の『論語』「里仁」の箇所からこの語を引いてきたと考えるよりは、『論語集注大全』当該条に基づいて出題したと考える方が遙かに自然であろう。

⑤『崇禎紀元後四庚子式司馬榜目』（憲宗 6 年 1840）初試，一所（冊 11，頁 76）

問。大学伝九章曰。「所蔵乎身不恕。」小注曰。「此章是如治己之心以治人之恕。絜矩章是如愛己之心以愛人之恕。」而絜矩章無恕字著見者，則當於何段看得愛己愛人之恕耶。

ここに云う小注とは『大学章句大全』伝九章の双行小注に引く蛟峯方氏の説を指す<sup>(71)</sup>。

(67) 「雲峯胡氏曰。黄氏云，此章当一部大学。大学以修身為本，此章自首至此，皆以修身為要。」

(68) 「雙峯饒氏曰。上一節就八目逆推工夫。後一節就八目順推功效。」

(69) 「朱子曰。曾点所見不同。方侍坐之時，見三子言志，想見有些下視他幾箇，作而言曰。異乎三子者之撰。看其意，有鳳凰翔于千仞底氣象。」

(70) 『朱子語類』卷 27，58 条，徐寓録，論語 9「里仁」下「子曰參乎章」「問。一貫，注言…又曰。曾点所見不同，方当侍坐之時，見三子言志，想見有些下視他幾箇，作而言曰。異乎三子者之撰。看其意，有鳳凰翔于千仞底氣象。」なお『語類』の「先進」当該条にも類似の内容は存在する。『朱子語類』卷 40，8 条，楊道夫録，論語 22，「先進」下「子路曾皙冉有公西華侍坐章」「曾点之志，如鳳凰翔於千仞之上，故其言曰。異乎三子者之撰。」

(71) 「蛟峯方氏曰。此章是如治己之心以治人之恕。絜矩章是如愛己之心以愛人之恕。」

⑥『崇禎紀元後五丙子式司馬榜目』（高宗13年1876）会試，二所（冊14，頁390）

問。大学曰。「欲正其心者，先誠其意，欲誠其意者，先致其知。」先儒以致知為夢覺関，以誠意為善惡関。其所以為関之義，可得詳言歟。

ここに言う先儒とは朱熹を指す。致知を夢覺の関とし誠意を善惡の関とす朱熹の説は、『朱子語類』に見えるが<sup>(72)</sup>，同条はまた『大学章句大全』経の朱注「此八者大学之条目也」下の双行小注にも引かれている。

⑦『崇禎後五庚辰増広別試司馬榜目』（高宗17年1880）会試，二所（冊14，頁639）

問。中庸言心不言性，大学言性不言心，何歟。所謂心性果二致，而庸学表裏之義，於何見歟。『大学』と『中庸』を表裏一体の書とする見解は『司馬榜目』の試題中にしばしば見られるが<sup>(73)</sup>，その説の典拠は『大学章句大全』末尾の朱注「右伝之十章，…読者不可以其近而忽之也」の下の双行小注引く玉溪盧氏の説である<sup>(74)</sup>。

以上はいずれも『四書大全』に基づいて四書疑の出題が為されていたことを具体的に示す事例であり，このような事例の存在からも，四書疑の応試者は『四書大全』に通暁していることが要請されていた当時の状況が推測されるのである。

なお、『永楽三大全』が流布するあまり古注が捨てて顧みられなくなるとの弊害が生ずるに至った，という時代状況に関して，正祖14年（1790）に抄啓文臣に対して課された正祖の策問及びそれに対する丁若鏞の対策が証言を残している（後述，次章第2節の⑤参照）。

(g) 五経に関して朱子学系統のテキスト，注釈書に準拠した形迹を示すもの

既に述べたように，五経義の試題は五経中の経文数文字乃至十数文字を抜き出して提示するという体裁を取るため，試題の文面のみからでは所依のテキストを推測する手がかりはほとんど得られない。また四書疑においても，例えば『大学』本文中に引用される『詩経』を話題にするような場合を除けば，試題が四書以外の五経に言及することはまれである。従って『司馬榜目』の試題を通して，五経において準拠されたテキストや注釈書を推測することは極めて困難である。以下はその点に関する情報を提供してくれる希少な事例である。

①『崇禎紀元後四丙午式司馬榜目』（憲宗12年1846）初試，二所（冊11，頁348～349）

問。論語，子曰。「知者楽水，仁者楽止。知者動，仁者靜。」而繫辭第五章注以「仁陽知陰」<sup>マ</sup>。積仁知。与上章「知属于天仁属于地」不同，則曰。「彼以清濁言，此以動靜言。」蓋言山水則知為動，仁為靜，言陰陽則知為靜，仁為動，言天地則不曰動靜而曰清濁者，其論仁知，一也。

(72) 『朱子語類』卷15，85条，林夔孫録「格物は夢覺関（原注「格得來是覺，格不得只是夢。」）。誠意是善惡関。過得此二関，上面工夫却一節易如一節了。」

(73) 「庸学相為表裏」（冊1，頁527），「庸学二書互為表裏」（冊4，頁337），「庸学為表裏之書」（冊6，頁81），「中庸大学相為表裏」（冊7，頁385）。

(74) 「玉溪盧氏曰。…第五章明善之要，是明明德之端。第六章誠身之本，是明明德之實。明善誠身之旨，大学中庸所以相表裏者在此。曾子子思所以授受者亦在此。故朱子揭此以示學者當務云。」

而若是不同，何歟。

ここに云う「繫辭第五章注」とは、朱熹『周易本義』「繫辭上傳」第五章「仁者見之謂之仁，知者見之謂之知，百姓日用而不知。故君子之道鮮矣。」に対する朱熹の注を指す<sup>(75)</sup>。因みに『周易』「繫辭上傳」「繫辭下伝」に対しては『周易注疏』（上傳全12章，下伝全9章），『周易本義』（上傳全12章，下伝全12章）ともに分章を施しているが，章数の異なる下伝は本より章数の一致する上傳においても分章箇所は必ずしも一致しない。そして当該箇所（「仁者見之謂之仁」云々）は，注疏本では第四章に当たる。従って，少なくともこの試題に限って言えば，『周易』のテキストとして注疏本ではなく朱熹『周易本義』に準拠していたことがわかる。

なお『周易伝義大全』（五経大全の一）はその繫辭伝において『周易本義』の分章を踏襲し，かつ『周易本義』における朱熹の注を大字で掲載している。従ってこの場合の所依のテキストが『周易伝義大全』であった可能性も十分に有ると言えるだろう。

②『崇禎紀元後四庚戌増広司馬榜目』（哲宗元年1850）初試，一所（冊12，頁84）

問。中庸首章章句「人物之生，因各得其所賦之理，以為健順五常之徳，所謂性也。」朱子語類曰。「健陽也，順陰也。仁義礼智四者，<sup>陽</sup>知而言之，仁礼属陽，義智属陰。」而楽記「楽也者其動於内，礼也者動於外。」注以礼属陰。二者不同之義，可得詳言歟。

『朱子語類』（巻17，20条，沈憫録<sup>(76)</sup>）では礼は陽に属すとし，『礼記』「楽記」注では礼は陰に属すとする，その二者の異同を問う内容であるが，ここに言う「楽記」注とは，恐らく『礼記大全』「楽記」当該条下の注に引く劉氏説である<sup>(77)</sup>。

なお後述するように，進士試の詩題において陳澐『礼記集説』序の語が用いられた事例がある（本章第2節の③）

(h) 朱熹の注釈に対する理解度を問うもの

①『崇禎再戊午式年司馬榜目』（英祖14年1738）会試，一所（冊4，頁169～170）

夫子答弟子之間仁多矣。於顔子則曰「克己復礼。」於仲弓則曰「如見大賓，如承大祭。己所不欲，勿施於人。」而集注以乾道坤道分而言之者，其義可得詳言歟。

この試題は既に取り上げた(e)①とおおむね同内容である。仁についての顔回と仲弓の問いに対する孔子の答えを朱熹がそれぞれ「乾道」「坤道」になぞらえた，その意を尋ねる問題である。顔回は果斷，仲弓は温良，という二人の資質の相違に応じてそれぞれにふさわしく教えを説いた，とするのが恐らくは乾道坤道になぞらえた朱熹の意図であり，そうした趣旨は『論語集注大全』

(75) 「仁陽知陰，各得是道之一隅，故隨其所見而目為全体也。…或曰。上章以知属乎天，仁属乎地，与此不同，何也。曰。彼以清濁言，此以動靜言。」なお上章云々は「繫辭上傳」第四章「知周乎萬物而道濟天下，故不過。」に対する朱注「天地之道，知仁而已。知周萬物者，天也。道濟天下者，地也。知且仁則知而不過矣。」を指す。

(76) 「問健順仁義礼智之性。曰。此承上文陰陽五行而言。健，陽也。順，陰也。四者，五行也。分而言之，仁礼属陽，義智属陰。」

(77) 「劉氏曰。…蓋楽由陽来，故盈。礼自陰作，故減也。」

当該条に引く朱熹説を通覧すればおおむね把握可能であろう<sup>(78)</sup>。

②『崇禎三庚子式年司馬榜目』（正祖4年1780）会試，一所（冊6，頁247）

問。大学曰。「致知在格物。」又曰。「物格而後知至。」…章句曰。「物理之極処，無不到。」所謂「無不到」之到字，是物之到吾心歟，物理自到於吾心歟。

③『崇禎三辛酉慶科別試増広司馬榜目』（純祖元年1801）会試，二所（冊7，頁474）

問。大学曰「明明徳」。朱子釈之曰。「虚靈不昧，以具衆理。」所謂虚靈，何様底物事。而何以謂之虚，何以謂之靈歟。

いずれも『大学章句』経における朱注を取り上げた試題である。うち③について言えば、「明徳」に対する朱熹の注釈の語である「虚靈不昧」について、「虚」「靈」それぞれの字義を含めた解釈は、『大学章句大全』当該箇所の小注にも引用されている<sup>(79)</sup>。

④『崇禎三丙子式司馬榜目』（純祖16年1816）初試，一所（冊九，頁252）

問。論語「子曰。志於道，拠於徳，依於仁，游於芸。」集注朱子釈之曰。「欲学者不失其先後之序，軽重之倫焉。」何者は先後之序，何者は軽重之倫歟。

この試題に関しても，一応の答案は『論語集注大全』「述而」当該条下の双行小注に依拠すれば作成可能である<sup>(80)</sup>。

以上のように、『四書大全』をひもとけば最低限の回答は準備できそうな試題が少なからず散見される。実際に『大全』小注に依拠して作成された答案が読巻官の意を満たすものとなり得たか否かは知るよしもない。ただこれらの例によっても，四書疑の出題者と応試者の双方が『四書大全』を大いに参照していた当時の状況が十分推測可能であろう。

#### (i) 朱子学の基礎概念についての理解度を問うもの

①『崇禎三庚午式司馬榜目』（純祖10年1810）会試，二所（冊8，頁628）

問。中庸曰。「喜怒哀楽未発謂之中。」…何者は未発地頭，何者は未発工夫歟。未発之時，難容言説。若以為冥然無覚，則是昏気用事，不可謂未発也。若以為有所知覚，則已涉思慮，亦不可謂未発也。然則如何是未発境界，而如此之時，如何是未発工夫歟。願聞其説<sup>(81)</sup>。

(78) 『論語集注大全』「顔淵」第12「仲弓問仁」章小注「朱子曰。乾道奮発而有為，坤道静重而持守。觀夫子告二子氣象各有所類。」「仲弓資質温粹，顔子資質剛明。顔子於仁，剛健果決，如天旋地転，雷厲風行倣將去。仲弓則自斂藏嚴謹倣將去。与天地同体。」前者は『朱子語類』巻42，26条，張洽録，後者は同28条，輔広録をそれぞれ節略したもの。

(79) 「玉溪盧氏曰。明徳只是本心。虚者心之寂，靈者心之感。心猶鑑也。虚猶鑑之空，明猶鑑之照，不昧申言其明也。虚則明存於中，靈則明応於外。惟虚故具衆理，惟靈故応万事。」

(80) 「（朱子曰）芸は小学工夫。若論先後，則芸為先，三者為後。若論本末，則三者為本而芸為末。習芸之功，固在先。游者從容潜玩之意，又当在後。文中子云，聖人志道拠徳依仁而後芸可游也。此説得自好。」なおこの朱子語は『朱子語類』巻34，65条，錢木之録，論語述而「志於道」章の「子升問。上三句皆有次序，至於芸，乃日用常行，莫不可後否。曰。芸は小学工夫」云々以下に見える。

(81) 「若以為冥然無覚」以下の叙述は，恐らく以下の書牘が踏まえられている。『朱文公文集』巻30「与

②『崇禎紀元後四甲戌司馬榜目癸酉式退行』（純祖 14 年 1814）初試，一所（冊 9，頁 164）

問。中庸首章章句「天以陰陽五行化生万物，氣以成形，理亦賦焉。」学者講性命，必曰理氣。理氣者果何物而同歟異歟。有先後歟，無先後歟。

③『崇禎四己卯式司馬榜目』（純祖 19 年 1819）会試，二所（冊 9，頁 344）

問。中庸曰。「喜怒哀樂未發謂之中，發而皆中節謂之和。」所謂未發已發，即指何許界地歟。程子初以為「凡言心者皆指已發。<sup>(82)</sup>」後日「纔思即已發。<sup>(83)</sup>」其前後所論不同者，果何故也。心未嘗無思，有心則便有思。若以無所思謂未發，則無見無聞皆可謂未發地界。而朱子以為以無見聞為未發則不可。若然則未發已發，當從何許時節而知其為發未發歟。

いずれも『中庸章句』第 1 章を取り上げての出題である。①③は未發已發に関するもの、②は理氣に関するものであるが、これらは『中庸』の本文解釈というよりは、多分に朱子学的素養そのものを問う内容となっている。

②は理氣それぞれの概念規定や理氣の先後を問題とするものであり、比較的初歩的かつ基礎的な知識を問うものとも言えるかも知れない。一方、①と③は未發已發の概念規定に関わる出題である。未發が思慮の萌さない時節を意味するとすれば、その未發を対象とした工夫は意識的営為ではありえなくなり、そうなるとう未發時の工夫とは具体的に如何なるものであり、そもそも如何にして存立するのか、という難問に逢着することになる。しかもこれは朱子の思想変遷（李侗の影響下にあった 30 代前半の未發主義の時代、湖南学の影響下にあった 30 代後半の已發主義の時代〔いわゆる「中和旧説」〕、40 歳の定論確立以降）とも関わる問題であり、朱子学に対する一定の造詣がなければ回答は困難であろう<sup>(84)</sup>。

#### (j) 陽明学批判に関わるもの

これまでの考察によっても、司馬試がほぼ一貫して朱子学尊崇の立場に立って実施されていたことは明らかである。そして朱子学尊崇の立場に立つ限り、それは直ちに朱是陸非、朱是王非の立場に連動するはずであった。実際、朝鮮思想史の基調はその方向で推移したと言えるだろう。ただ現存の『司馬榜目』を通覧する限り、司馬試において朱陸異同や朱王異同に関する試題は皆無に近い。以下に示すのはそのほとんど唯一の例である。因みに『司馬榜目』の試題中に陸九淵の名は一度も登場せず、王守仁の名が見えるのもやはり以下がその唯一の事例である。

○『崇禎紀元後四乙酉式司馬榜目』（純祖 25 年 1825）会試，一所（冊 10，頁 80）

張欽夫」第 3 書「嘗試以此求之，則泯然無覺之中，邪暗鬱塞，似非虛明心物之體。而幾微之際，一有覺焉，則又便為已發，而非寂然之謂。蓋愈求而愈不可見。」この書牘は朱熹 37 歳の執筆で、定論確立前のいわゆる「中和旧説」時代のものである。中純夫 1985 年。

(82) 『二程集』『河南程氏文集』卷 9，伊川先生文 5「与呂大臨論中書」「大臨云。…先生謂凡言心者皆指已發而言。…先生曰。…凡言心者皆指已發而言，此固未當。」

(83) 『二程集』『河南程氏遺書』卷 18，82 条（伊川先生語 4）「或曰。喜怒哀樂未發之前求中，可否。曰。不可。既思於喜怒哀樂未發之前求之，又却是思也。既思即是已發。思与喜怒哀樂一般。纔發便謂之和，不可謂之中也。」

(84) 中純夫 1985 年。

問。格物致知者、大学之最初功程也。…「欲知吾之知、莫不因其已知之理而益窮之。」則所謂已知之理者、与孟子所称良知、同歟異歟。如曰不同也、則初学所已知之知、非良知而別有何等已知之理歟。如曰同也、則其与王守仁致良知之說、又何以別之乎。然則所致者何知、而致知之工必在格物者、又何故歟。王氏主張致良知之論、卒為異端之帰、大為吾道患。同一致知而儒禪邪正之所由分者、亦可得以歷指而詳言歟。

「欲知吾之知、莫不因其已知之理而益窮之。」は『大学章句』伝第5章（所謂「格物補伝」）の伝文を節略引用したものである。ここでは王守仁の致良知説を「異端」「吾道患」と明言し、さらには朱王兩説の異同を「儒禪邪正」の分とまで断じている。このように朱子学を正統とし陽明学を禪になぞらえて異端邪説視する見解は李滉（号退溪、1501～1570）以来の常套句でもあった<sup>(85)</sup>。

以上の考察により、司馬試の四書疑においては『四書集注』や『四書大全』に準拠して試題が作成されていたことがほぼ確認された。朱熹を朱夫子と呼称するなど、朱熹及び朱子学に対する尊崇の立場は顕著であり、『四書集注』における朱熹の注や朱子学の術語が出題対象になる等、応募者は『四書集注』『四書大全』等に通曉しさらには朱子学そのものに対する造詣を深めておくことが要請された。

なお五経に関しても『周易本義』あるいは『周易伝義大全』、『礼記大全』等に依拠して出題された形迹が確認された。

## 2 詩（進士試）

進士試の試験科目は賦、詩、銘、箴であり、経学的素養等を試問するものではもとよりない。従って、科挙と朱子学との関わりという本稿の問題意識に照らして注目すべき資料が、生員試における四書疑に比べてはるかに稀少であるのは当然であろう。ただ少数ではあるものの、進士試の詩題の中にも朱子学との関わりを示すものが存在するので、以下に挙げておきたい。

- ①『崇禎紀元後百八十六年癸酉慶科増広司馬榜目』（純祖13年1813）初試、二所（冊9、頁83）

近思録首巻載陰陽變化性命之説 押「命」

『近思録』巻首所収の「陰陽變化性命之説」とは、直接には巻1冒頭に収録された周敦頤の「太極図説」を指すが、この表現自体は『近思録』巻首に収められた呂祖謙の序文中に見えるものである<sup>(86)</sup>。そこでは『近思録』開巻劈頭に「義理之本原」に関わるこのような難解な条を収録することの意義が語られており、受験生はこれらの趣旨も踏まえながらの詩作を要請されたものと

(85) 李滉『退溪集』巻41「白沙詩教伝習録抄伝因書其後」「滉謹按、陳白沙・王陽明之学、皆出於象山、而以本心為宗。蓋皆禪学也。」柳成龍『西厓集』巻15「王陽明以良知為学」「王陽明專以致良知為学、而反詆朱子之論為支離外馳、正釈氏之説也。」

(86) 「近思録既成、或疑首巻陰陽變化性命之説、大抵非始学者之事。祖謙竊嘗与聞次緝之意、後出晚進、於義理之本原、雖未容驟語、苟茫然不識其梗概、則亦何所底止。列之篇端、特使知其名義、有所嚮望而已。…淳熙三年（1176）四月四日、東萊呂祖謙謹序」

思われる。

②『崇禎紀元後四甲戌司馬榜目癸酉式退行』（純祖 14 年 1814）会試，二所（冊 9，頁 169）

宋徳隆盛，治教休明，於是河南程氏両夫子出 押「徳」

この詩題は朱熹『大学章句』序による<sup>(87)</sup>。そこでは孟子以来の絶学が二程によって復興継承されたという宋学の道統説の文脈中で二程による『大学』の校訂表彰の意義が語られており，この出題も当然，そのような道統説を共有する立場に立って為されている。

③『崇禎紀元後四丁卯式年司馬榜目』（高宗 4 年，1867）会試，一所（冊 13，頁 396）

表章庸学，遂為千万世道学之淵源 押「世」

この詩題は陳澧『礼記集説』序による<sup>(88)</sup>。陳澧『礼記集説』は明清の科挙において準拠されたものであり，朱子学系統の注釈書である<sup>(89)</sup>。その巻首目録の「中庸第三十一」「大学第四十二」の下にはそれぞれ「朱子章句」の四文字が小注で付されている。また本文中の「中庸第三十一朱子章句」の題下には「大学中庸已刻四書，故不具載。」の小注が付されており，実際に「中庸」と「大学」は『礼記集説』には題名のみで本文は収載されていない。これは，学庸二書に関しては『大学章句』と『中庸章句』を全肯定し，それ以上に別に注釈を施す必要性を認めないとする立場に他ならない。

なお『礼記大全』（五經大全の一）は『四庫提要』冒頭に「明胡広等奉敕撰，以陳澧集説為宗。」とあるようにこの『礼記集説』に主に依拠したとされており（明刻本の中には書名を『礼記集説大全』とするものが多いという<sup>(90)</sup>），「中庸第三十一」と「大学第四十二」については題目のみ挙げて本文を収載しない点も『礼記集説』の立場を踏襲している。

以上のうち，①は朱子学的素養を問うものであり，また②③は試題そのものが朱子学尊崇の立場に立ったものと言うことができよう。

#### 四 正祖『弘齋全書』所収の策問

##### 1

影印標点韓国文集叢刊（全 350 冊）には多数の策問，対策の類が収録されている。それらは科挙の具体的出題内容や答案内容を今日に伝えるものであり，科挙の実態を考察する上でいずれも重要な資料であろう。そのうちでここに取り上げるのは正祖の御製文集である『弘齋全書』巻

(87) 「天運循環，無往不復。宋徳隆盛，治教休明。於是河南程氏両夫子出，而有以接乎孟氏之伝。実始尊信此篇而表章之，既又為之次其簡編，發其帰趣，然後古者大学教人之法，聖經賢伝之指，粲然復明於世。」

(88) 「戴記四十九篇，先儒表章学庸，遂為千万世道学之淵源。…至治壬戌（1322）良月既望，後学東匯沢陳澧序」

(89) 『四庫提要』によれば，陳澧は「朱熹——黄榦——饒魯——陳大猷——陳澧」という学統に連なる（陳大猷は陳澧の父）。

(90) 鶴成久章 2007 年 2 月。

48～52所収の「策問」1～5である<sup>(91)</sup>。ここには即位年（英祖52年1776）から治世の末年に当たる正祖24年（1800）に至るまでに実施された78回分の策問が収録されている。それぞれの策題には双行小注が付され、実施時期と実施状況が明記されている<sup>(92)</sup>。このように資料としての基本的データが明確であることに加えて、本稿の問題意識に照らして注目すべき内容の策問が少なからず存在する。『弘齋全書』所収の策問を特に取り上げるのは、以上の理由による。

ところで『弘齋全書』所収の各「策問」が実施された状況は多岐にわたっており、実は科挙とは直接関係のないものも少なからず含まれている。また科挙に関わるものの中でも、文科殿試における策問以外に、学校試における策問が含まれている。要するに同じく「策問」として一括されてはいても、そもそのカテゴリーを異にするものが混在しているのである。そこで策問の内容を考察するに先立ち、そのカテゴリーをいささか整理するとともに、必要な範囲内で制度面に関する概略的説明を施しておきたい。

### (1) 文科殿試

第一章の冒頭で示しておいたように、文科において対策が課せられるのは初試（郷試）と覆試（会試）における終場、及び殿試である。このうち国王が直々に策問を課するのは言うまでもなく殿試である。なおこれも既に述べたように、文科には三年に一回の定期試験、いわゆる式年試以外に、増広試、別試、庭試、謁聖試、春塘台試等の臨時（不定期）試験が有った。『弘齋全書』所収策問のうち、「中」庭試殿試（即位年英祖52年丙申1776）や「奎章閣」増広殿試、丁酉（正祖1年丁酉1777）（いずれも『弘齋全書』巻48）等がこれに当たる。なお『弘齋全書』所収には式年殿試は含まれていない。

### (2) 学校試における親臨<sup>(93)</sup>

当時、漢城には成均館と四学（東・西・南・中学）が有り、地方には郷校が有った。これらの学校において課される試験が学校試である。学校試における成績優等者には、科挙の初試を免除されて直ちに覆試に赴くことのできる直赴法という制度が有った（成均館の成績優等者には文科初試を免除して文科覆試に、四学及び郷校の成績優等者には司馬試における初試を免除して覆試に赴かせる）。そして後には更なる恩典として、直赴殿試の制度が設けられた。このような直赴法の存在によって、学校試は科挙制度の内に組み込まれることになった。その学校試として、到記（春到記、秋到記）、節日製（人日製1月7日、三日製3月3日、七日製7月7日、九日製9月9日）等が有った。到記とは成均館や四学における一種の出席簿であり、一定以上の出席回数を記録した者は勤勉であるとして科挙に応ずる資格を与えられた。この資格を与えられた儒生が

(91) 影印標点韓国文集叢刊、第263冊。

(92) 巻48「策問」1（英祖52即位年～正祖4年、14題）、巻49「策問」2（正祖5年～正祖8年、20題）、巻50「策問」3（正祖10年～15年、20題）、巻51「策問」4（正祖16年～19年、18題）、巻52「策問」5（正祖20年～24年、6題）。

(93) 学校試及び直赴法に関しては金文子1980年に負う所が大きい。

到記儒生である。

そしてこれら学校試には、国王が直々に試問に当たる場合（「親臨」）があった<sup>(94)</sup>。『弘齋全書』所収の学校試は正祖による策問である以上、当然、その全てが正祖の親臨によるものであったことになる。具体的には、「治亂」到記儒生秋試、丙申（即位年英祖 52 年丙申 1776）、「五行」到記儒生春試（正祖 2 年戊戌 1778）、「拳本業抑末利」到記儒生春試、庚子（正祖 4 年庚子 1780）（以上、『弘齋全書』卷 48）等が到記の例である<sup>(95)</sup>。また「明経」三日製（正祖 6 年壬寅 1782）（『弘齋全書』卷 49）、「儒」人日製、丙午（正祖 10 年丙午 1786）、「論語」七夕製及抄啓文臣親試（正祖 15 年辛亥 1791）（以上『弘齋全書』卷 50）、「通書」九日製（正祖 16 年壬子 1792）（『弘齋全書』卷 51）等が節日製の例である<sup>(96)</sup>。

### (3) 抄啓文臣、その他（官僚に対する考査）

抄啓文臣とは、年少の堂下文臣中から才能あるものを選抜（「抄選」）して国王に上奏（「啓奏」）し、これを対象に毎月経史の講述などを課してその優劣を考査することで文風振興と人材育成とを企図した制度であり、正祖 5 年に創始されたものである<sup>(97)</sup>。「箴」抄啓文臣課講比較（正祖 5 年辛丑 1781）、「規模」抄啓文臣親試及文臣製述、甲辰（正祖 8 年甲辰 1784）（以上『弘齋全書』卷 49）等がその例である。

なお「皇極内篇」翰林被圈人召試（即位年英祖 52 丙申 1776）、「春」文臣製述、戊戌（正祖 2 年戊戌 1778）、「史」実録郎廳及三館三曹堂下官應製（正祖 2 年戊戌 1778）（以上『弘齋全書』卷 48）、「姑息」閣臣承旨應製（正祖 5 年辛丑 1781）（『弘齋全書』卷 49）等も、同じく官僚に対する考査である。

これら既に科挙に合格した官僚に対する考査は制度上、もとより科挙とは区別すべきものである。ただし、その考査における出題内容にある種の思想的傾向が存在したとすれば、朝鮮朝知識人（官僚予備軍及び官僚層）の学問形成に一定の方向付けを与える可能性を持った点で、科挙に準ずる位置づけを与えることが可能であろう。

因みに正祖 15 年（1791）、内閣月課（奎章閣における月例の課試）において、正祖自らが「大

(94) 『続大典』卷 3、礼典、諸科「殿講」「館・学」到記儒生、…或親臨考講。純通直赴会試。…親臨則純通或直赴殿試。」なお純通の通とは、3 段階の成績評価「通」「略」「粗」の「通」を指すものと思われる。

(95) 以上の 3 策について、該当すると思われる『実録』の記載を拾っておく。『正祖実録』即位年（英祖 52 年 1776）8 月 26 乙丑（冊 44、頁 620）「乙丑、御崇政殿、試秋到記儒生。製居首鄭志儉、講居首金致泳、直赴殿試。」『正祖実録』正祖 2 年（1778 年）2 月 18 日己酉（冊 45、頁 10）「己酉、御仁政殿、行到記儒生講・製。製居首李顕道直赴殿試。講無純通、赴会試。」『正祖実録』正祖 4 年（1780 年）1 月 13 日壬辰（冊 45、頁 147）「壬辰、親試春到記儒生講・製。講居首幼学柳穰、製居首進士金熙采、直赴殿試。」

(96) 節日製における国王親臨の事例に関して、法典類等における記載は未確認である。ただ『弘齋全書』所収策問に節日製が多数含まれていることが、むしろその実例と見なせるだろう。

(97) 中純夫 2002 年。

学』に関する策問を出題した。当初、丁若鏞（当時30歳）の対策が第一等に挙げられたが、時に読巻官であった蔡濟恭は丁若鏞の「明德」解釈が『大学章句』における解釈と合致しないとの理由により、これを第二等に降格させた<sup>(98)</sup>。

## 2

以下、いくつかの策問を取り上げてその内容を具体的に検討することとしたい。なお以下の引用に際しては紙幅の都合上もあり、策問全体の論旨を描出することは必ずしも企図せず、関連当該箇所のみを抜粋する。断片的引用となることは免れないが、各策問がどのような基本的立場に立って出題されていたのかを確認することができれば可としたい。

### ①『弘齋全書』巻49「策問」2「姑息」閣臣承旨応製（正祖5年辛丑1781）

漢唐以来、儒者或局於箋註、或流於仏老。其弊何由、而稍自振起者、亦可以歴数歟。安石変法而階乱、則無寧因循之為得。象山躡等而淪禪、則不如支離之為愈歟。

漢唐以来、宋代に至る學術の動向を論ずる文脈である。宋代に関しては、変法と因循とではどちらがより弊害が少ないか、躡等と支離とではどちらがより弊害が少ないか、という問いである。躡等とは階梯を経ずに一足飛びに高みを目指すことであり、ここでは陸学や禪学の弊害を指す。支離とは本根をなおざりにして瑣事些末に走ることであり、言うまでもなく鵝湖の会において陸九淵が朱熹を批判した語である<sup>(99)</sup>。要するにここでは朱陸の得失が尋ねられている。ただ後述するように正祖は朱子学尊崇の立場を堅持しているから、禪になぞらえられた陸学を異端視する出題者の意図は明らかであろう。

### ②『弘齋全書』巻49「策問」2「士習」到記被選儒生再試（正祖6年壬寅1782）

談理説性、盛莫盛於有宋之世。而高帽闊袖、可以有得於伊川之道歟<sup>(100)</sup>。至若金章宗、以華教変夷俗、而一時之儒風可觀。高皇帝尊朱氏為功令、而東林之講学最盛。其人物言論氣味之詳、皆可以歴言歟。

(98) 中純夫2002年。なお同年には全羅道珍山で天主教徒の権尚然・尹持忠が「毀祠廢祀」のかどで処刑されるという珍山事件が起こっている。この尹持忠は丁若鏞の外従（母方の従兄弟）に当たる人物である。丁若鏞の降格処分には、南人信西派に対する攻西派による攻勢、という当時の政治的情況をも視野に入れる必要があるかも知れない（安部力先生のご教示による）。なお珍山事件に関しては鈴木信昭1984年参照。

(99) 『陸九淵集』巻25「鵝湖和教授兄韻」「易簡工夫終久大、支離事業竟浮沈。」同、巻36「年譜」淳熙二年（1175）乙未先生三十七歳条「鵝湖之会、…朱以陸之教人為太簡、陸以朱之教人為支離、此頗不合。」

(100) 「高帽闊袖」云々は未詳。程顥（明道）が沢州晋城令に着任した際、その教化によって邑俗が一変し、儒服を着る者が多数にのぼるに至った、という伝承があり、それに類する話柄であろうと思われる。『伊洛淵源録』巻2「明道先生行状」「再葺、就移沢州晋城令。…俗始甚野、不知為学。先生扱子弟之秀者、聚而教之。去邑纔十余年、而服儒服者盖数百人矣。」

金の章宗（1190～1208 在位）は中華の學術を重視する文教政策を打ち出し、時に翰林院の官僚達によって『道学発源』が刊行される等、その治世は道学尊重の時代として知られている<sup>(101)</sup>。また明の太祖朱元璋（高皇帝）は、科挙において朱子学的經書解釈を採用するという明一代の方針を確定した（洪武 17 年）<sup>(102)</sup>。ここでは道学の尊重された金の章宗・明の太祖の治世がともに盛世として回顧されている。

③『弘齋全書』卷 50「策問」3「儒」人日製，丙午（正祖 10 年丙午 1786）

無真儒千載，繼洙泗之統者誰歟。集諸儒大成，明濂洛之學者誰歟。排詆先儒，頒行新學，則實兆靖康之禍。崇獎羣儒，享駘文廟，則爰受理宗之号。其得其失，可以備論歟。…陸學殆半於皇朝，薛瑄之儒道亦孤。天之於吾儒，有意歟，抑無意歟。

孔子以来千載の絶学を継承した者とは所謂「濂洛閩（閩）」の周張二程であり、それら諸儒の学を集大成した人物とは、言うまでもなく朱熹その人を指す<sup>(103)</sup>。新学を頒行して後に靖康の変（1126～1127）を招く端緒を開いた人物とは、自ら三經新義を撰述頒布し、為に一時期、古注疏が廢して用いられなくなったされる王安石を指す<sup>(104)</sup>。理宗が淳祐元年（1241）、周張二程及び朱子の五子を孔子廟に從祀したことは本稿冒頭で既に触れた。このように朱子学の隆盛が取りも直さず斯道の隆盛であるとの立場に立ちつつ、陸王学が流行して薛瑄の学がわずかに孤壘を守る状況にあった明代の學術が批判的に言及されているのである<sup>(105)</sup>。

④『弘齋全書』卷 50「策問」3「学」到記儒生春試（正祖 12 年戊申 1788）

a 陸氏禪學，關之廓如。而以南渡以来八字著脚称之。…抑何歟。晦庵精力，專在大学。而再伝而為王魯齋，已有異同之說。豈為学之實，則不係於箋註歟。王陽明之改積格致，与魯齋，將無同也。而彼則不失道統之歸，此則未免異端之斥。得無有或主或奴之嫌歟。

冒頭の問いは、朱子は陸学を禪であるとして徹底的に批判したのに、その同じ朱子が「南宋以降，着実に（「八字著脚」）学問を為し得ているのは陸九淵である。」と評価したのはなぜか、との意

(101) 三浦秀一 2003 年，頁 47～51。

(102) 注 (2) 参照。

(103) 『北溪字義』附録「嚴陵講義」「師友淵源」「有朱文公，…上以達羣聖之心，下以統百家而會於一。蓋所謂集諸儒之大成，而嗣周程之嫡統，粹乎洙泗濂洛之淵源者也。』『高子遺書』卷 10「三時記」「宋之諸儒，求其彷彿孔顏者，惟程明道。而集諸儒大成者，独有朱晦菴。」

(104) 『宋史』卷 327「王安石」（冊 30，頁 10550）「初，安石訓詁詩・書・周礼。既成，頒之學官，天下号曰新義。晚居金陵，又作字說，多穿鑿傳會，其流入於仏老。一時學者，無敢不伝習。主司純用以取士，士莫得自名一說。先儒伝注，一切廢不用。』『宋史』卷 336「呂公著」（冊 31，頁 10775～）「元祐元年，拜尚書右僕射兼中書侍郎。…時科挙罷詞賦，專用王安石經義，且雜以釈氏之說。凡士子自一語上，非新義不得用。學者至不誦正經，唯竊安石之書以干進，精熟者転上第，故科挙益弊。公著始令禁主司，不得出題老莊書，挙子不得以申・韓・仏書為学，經義參用古今諸儒說，毋得專取王氏。」

(105) 薛瑄については次の④で取り上げる『弘齋全書』卷 50「策問」3「学」にも「皇明學術，最推薛文清。而其為学之正且實，果於何而見之歟。」との言及が有る。

である<sup>(106)</sup>。因みにこの点について顧憲成は、朱子の肯定的評価にもかかわらず、やはり陸学の弊害は看過し得ないと述べている<sup>(107)</sup>。王柏は「朱熹——黄榦（勉齋）——何基（北山）——王柏（魯齋）」という学統に連なる人物であり<sup>(108)</sup>、『大学』経文の「格物致知」に対する伝文は逸亡しておらず、従って朱熹による補伝は必要ない、との見解を取った人物である<sup>(109)</sup>。朱熹『大学章句』の見解を部分的にせよ否定する点で、古本大学を顕彰した王守仁と同類であるのに、一方は道統に名を連ね、他方は異端の烙印を押されるのは、褒貶に偏りがある（「或主或奴」）のではないか、との問いである。

b 況且数十年来，則為士者，舉皆樂放縱而憚檢束，并与學問之名，而絕無僅有。儒家之弊，至此而極矣。今欲使士皆趨學，學必以實，闢邪說衛正道，…則其道何由。子大夫必有講辨於平日者。其各悉著于篇。予將親覽焉。

「樂放縱而憚檢束」に類似するものとして、②で取り上げた「士習」にも「樂放縱而惡拘檢」の語が有る<sup>(110)</sup>。因みに顧憲成は朱子学の弊害を「拘」、陽明学の弊害を「蕩」と表現した上で、「蕩であるよりはむしろ拘であれ」と述べている<sup>(111)</sup>。顧憲成によるこのような評価が果たして念頭に置かれていたかどうか、速断はできないものの<sup>(112)</sup>、策問が朱子学を正道として衛る立場に立って出題されていたことは言うまでもないだろう。

なおこの策問に対する対策において李晩秀（1752～1820）は、「八字著脚」については、陸学が禅学であるからと言ってその長所まで覆い隠さなかった点には、人の美質を評価しようとした朱子の意をこそ見るべきであるとし、王柏と王守仁に関しては、両者は学問の伝授も異なれば社

(106) 『朱子語類』巻124, 6条, 陳文蔚錄「因説陸子静, 謂江南未有人如他八字著脚。」李光地『榕村語録』巻20, 21条「陸子静, 才本大。…若不死, 便大用, 必有可觀。故朱子謂, 渡江以来, 惟我与子静, 八字著脚, 做著己工夫。」

(107) 顧憲成『涇臯藏稿』巻6「朱子二大辨序」「季時曰。人言象山禅学也。龍川伯学也。信乎。曰。聞諸朱子。南渡以来, 八字着脚, 理会着実功夫者, 惟我与子静二人。何敢目之曰禅。惟其見太捷, 持論太高, 推極末流之弊, 恐究竟不免使人墮入滌蕩中。」

(108) 『宋元学案』巻82「北山四先生学案」「文憲王魯齋先生柏」

(109) 王柏『魯齋集』巻9「大学沿革論」「咸淳己巳（6年, 1269）, 得黃巖玉峯車君書報予曰。致知格物伝, 未嘗忘也。自知止而后有定以下, 合聽訟一章, 儼然為格致一伝。于是躍然為之驚喜。有是哉, 異乎吾所聞也。苟無所增補而旧物復還, 豈非追亡之上功乎。」『魯齋集』巻10「大学沿革後論」「一日聞大学格致章不亡。不特車玉峰有是言也。自董鉅堂以来, 已有是言矣。」『宋元学案』巻82「百家謹案, 魯齋之宗信紫陽, 可謂篤矣。而于大学, 則以為格致之伝不亡, 無待于補。」

(110) 「奈何近年以来, 習尚漸卑。居家則樂放縱而惡拘檢。処世則棄静拙而趨躁競。元氣既萎, 百弊斯興。予為是憂, 思欲丕変。」

(111) 『小心齋箚記』巻3, 17条「以考亭為宗, 其弊也拘。以姚江為宗, 其弊也蕩。…与其蕩也寧拘。」類似の趣旨を説くものとして以下の資料がある。『涇臯藏稿』巻11「日新書院記」「宏正以前, 天下之尊朱子也, 甚於尊孔子。究也率流而拘, 而人厭之。於是乎激而為王子。正嘉以後, 天下之尊王子也, 甚於尊孔子。究也率流而狂, 而人亦厭之。於是乎転而思朱子。」中純夫1997年。

(112) 正祖朝における中国からの購入書目録である『内閣訪書録』には顧憲成の著作も著録されている。『内閣訪書録』巻2, 子集類「小心齋箚記十八巻」「涇臯藏稿二十二巻」（『朝鮮時代書目叢刊』巻, 張伯偉編, 中華書局, 2004年）

会に与えた影響も異なるのだから、王守仁の方だけを異端として排斥するからといって、それは王柏に対する擁護偏重には当たらない、と述べる<sup>(113)</sup>。また同対策は、近年の士風衰頹を挽回し孔孟程朱の学を尊重させる為には学校行政の振興が必要である云々と述べており、李晩秀も「正道」を孔孟程朱の意に解釈していたことが確認できる<sup>(114)</sup>。

⑤『弘齋全書』巻50「策問」3「十三經」抄啓文臣課試（正祖14年庚戌1790）

逮乎有宋諸君子出，而繼洙泗不傳之緒，掃漢唐穿鑿之陋。拔庸学於礼記之中，進孟子以配論語，而鼓一世以心性道器之說，則於是乎儒林道学歧焉為二。而兩漢以來訓詁名物之学，或幾乎熄矣。一自皇明永樂中，頒四書五經于学宮之後，兔園之儒，下帷之生，童而習之，白首紛如者，要不離乎胡広解縉之大全。而試問以孔鄭以來相傳之統，馬王諸家同異之弁，則瞪目拄齷，莫之置對。夫如是而欲求其章一代教学之功，繼千古儒林之統，不亦戛戛乎其難哉。

宋儒が孔子以来の絶学を継承し四書を表彰した功績は高く評価されている。しかし宋学尊重の一環として実施された『永樂三大全』の刊行頒布に対してここで極めて厳しい評価が下されていることは、注目に値する。『司馬榜目』試題の検討を通じて既に明らかになったように、朝鮮においても司馬試生員試の四書疑においては『四書大全』が準用されていた顕著な形迹があり、同じく司馬試生員試五經義においても、『五經大全』使用の事例が確認された。従ってこの策問において描かれている弊害——挙業が専ら『大全』の学習に終始して伝統的な古注が全く顧みられることなく学ばれることがない——は、当時朝鮮における現状を少なからず反映するものとして読むことができるであろう。

なおこの策問に対する丁若鏞（1762～1836）の対策の中で、朝鮮では未だに十三經（十三經注疏のことか？）が出版されていない、との指摘が有る<sup>(115)</sup>。それが事実だとすれば、朝鮮における『三大全』偏重の傍証ともなるであろう<sup>(116)</sup>。

(113) 『履園遺稿』巻2，策「答聖問」（影印標点韓国文集叢刊，268冊，頁101）「陸氏之八字着脚，不以禅学而揜之。…君子嘉善之意，可以知矣。大学之章句，已自程朱而異本，則魯齋之不承師說，亦無恠也。而陽明格致之積，雖与魯齋無二，伝授既異，作用又別，一斥一否，非為偏護。」

(114) 「甚至近年以來，士風日弊。放縱是樂，檢束是憚。…今欲使世之学者，皆学孔孟而服程朱，則莫若先治三代学校之政。」

(115) 丁若鏞『与猶堂全書』第一集，巻8「十三經策」庚戌冬内閣親試（韓国文集叢刊，冊281，頁167～172）「嗟乎。今之学者，徒知有七書大全，不知有十三經注疏。…且在我東，十三經尙未入梓。此不可使聞於隣国。谷霧波沙，不必尽剖割。今若以一部刊汰之書，另行印布，則塗人耳目，久自熟習。其於經学，必有時雨之化矣。」

(116) 丁若鏞は自著「経世遺表」においても、校書監において十三經注疏を校正開板すべきことを主張している。『与猶堂全書』第五集「経世遺表」春官礼曹「校書監」（韓国文集叢刊，冊285，頁19）「今唯七書，自京司校正。誤字雖少，訛音極多。宜選文学之士，授以校書之官，使之校正。十三經注疏，亦付此監校正開板，未可已也。」なお前注及び本注に見える七書とは、いわゆる三經と四書を指すものと思われる。『與猶堂全書』第一集，巻25「小学珠串」七之類「七書」（韓国文集叢刊，冊281，頁554）「宋元豊中，始定武学七書。国制以易・詩・書・論・孟・中庸・大学為七書。」

- ⑥『弘齋全書』卷50「策問」3「中庸」抄啓文臣課試再試及上齋生忝製（正祖14年庚戌1790）  
及夫兩程夫子出，而実始尊信此篇，以排仏老乱真之説，則子思子立言垂後之意，庶可復明於千載之下。而至朱夫子，沈潜反覆，究極精微，既為章句，又為或問，他与張欽夫諸人，論中和動靜之往復文字，詳而且核，殆無遺義<sup>(117)</sup>。読者口講心惟，可以領會。反躬体験，可以力行。苟欲趨中正之道，不患無下手之處。

ここでは二程による『中庸』顕彰と朱熹による『中庸章句』『中庸或問』の撰述等が高く評価されている。朱夫子という呼称の使用も注目される。

- ⑦『弘齋全書』卷50「策問」3「敬」三日製，辛亥（正祖15年辛亥1791）

大抵千聖相伝之法，不外乎一箇敬。而有周及宋，説之詳尽。以至我東，冠章甫衣縫掖，童習白紛，平生藉力者，亦在於此。此蓋朱夫子發明無余蘊，詔示後学之功也。

ここでは「敬」が工夫論として確立した功績を朱熹に帰している。ここでも朱夫子という呼称が用いられている。

- ⑧『弘齋全書』卷50「策問」3「大学」到記儒生秋試及抄啓文臣親試文臣製述（正祖15年辛亥1791）

奈之何世級漸降，斯道不明。…其甚焉者，力排程朱，別立門戶。以誠意謂首功，以修身為本領，異塗殊轍，稍稍入於陸王之余論。其為世教之榛蕪，正学之蔽蔽，顧如何哉。惟予自在春邸，潜心是篇，昼漏晨鐘，窮深研幾者，蓋亦有年矣。常謂欲尊經者，当先知尊朱。而尊朱之要，又在於無疑而有疑，有疑而無疑，…然後儻庶幾乎真箇尊朱。

ここでは陸王流の異説の存在を厳しく退けるとともに，尊朱の立場を鮮明に打ち出していることが注目される。「無疑而有疑，有疑而無疑」とは，疑問の余地のなさそうな箇所に対しても思索を傾けて問い直し，疑義に対しては熟慮を重ねてこれを解決する，という趣旨であろう<sup>(118)</sup>。要するに無批判に鵜呑みにするのではなく切実真剣な思索の対象とすることが真に朱熹説を尊ぶことである，との意である。

なおこの策問に関しては尹愔（1741～1826）の対策が存在する<sup>(119)</sup>。

- ⑨『弘齋全書』卷50「策問」3「論語」七夕製及抄啓文臣親試（正祖15年辛亥1791）

况以朱夫子分金秤出之妙解，經之以精義，緯之以或問，真金去鉄，良玉出璞，而集註之篇成，

(117) 朱熹は30代後半の一時期，湖南学の已発主義の影響下にあり，40歳以降，湖南学批判に転じて定論を確立した。従って未発已発中和動靜等の問題をめぐって張栻（字敬夫，欽夫）をはじめ湖南学諸公との間に書翰による多くの答問を残している。中純夫1985年。

(118) 『近思録』卷3「書須成誦。…所以觀書者，积己之疑，明己之未達，每見每知新益，則学進矣。於不疑處有疑，方是進矣。」葉采集解「学固足以积疑，而学亦貴於有疑。蓋疑則能思，思則能得。於無疑而有疑，則察理密矣。」なお本文は張載の語。『張載集』「經学理窟」義理

(119) 『無名子集』冊9，殿策「大学」辛亥八月到記科（影印標点韓国文集叢刊，冊256，頁383～）

則所謂加一字不得，減一字不得者，非夸耀矜大之言。

ここでは朱熹の『論語精義』『論語或問』『論語集注』を高く評価し、「一字たりとも加除する余地がない」という朱熹の自負も決して誇張ではないと述べている<sup>(120)</sup>。

⑩『弘齋全書』卷50「策問」3「俗学」抄啓文臣親試及泮儒応製（正祖15年辛亥1791）

a 王若曰。甚矣，俗学之弊也。自有明末清初諸家，…目宋儒為陳腐，嗤八家為依樣者，且百余年矣。…非聖經之風，豊坊孫鉉輩，為之倡焉。…豊坊孫鉉之派，有若王畿之龍溪語録，王艮之心齋語録，羅洪先之冬遊記，朱得之之宵練匣，胡直之胡子衡齊，羅汝芳之会語録，周汝登之王門宗旨，毛元淳之尋樂篇，詹在泮之微言，毛奇齡之經說之屬，是已。

ここに非聖經の俗学として名前の挙がっている10名の殆どは、陽明学系統の人士である。即ち王畿から周汝登までの7名はいずれも『明儒学案』に王門後学として立伝されている<sup>(121)</sup>。詹在泮の『微言』は王守仁、王畿、羅汝芳等の講学の語録を集めたものである<sup>(122)</sup>。そして毛奇齡は陽明学の立場から朱熹を批判した人物である<sup>(123)</sup>。因みに「近來中国の学問は、陸王の余派が滔々たる水脈を形成し、泛滥して陳猷章（白沙）に及び、毛奇齡（西河）にまで行き着いて極まった。」とは、数年後の正祖自身の言葉である<sup>(124)</sup>。

b 予於近日諸臣之力斥西洋說也，惓惓以明正学為關異端之本。而又嘗以明末清初之書，為正学之榛蕪。彼俗学之匍匐不知恥者，豈但日識不逮而見太卑而已乎哉。…是以有明末清初諸家雜書購貿之禁。

この記述によれば、明末清初の書籍に対し、正学を乱す異端として購入禁止の沙汰が下されていたことになる。この禁止令の実施に関しては、『実録』中にも記載がある<sup>(125)</sup>。また以下に示すように、正祖の「策問」中にはここ以外にもしばしば新書購入禁止に関する言及が見られる。こ

(120) 『朱子語類』卷19, 59条, 甘節録「語吳仁父曰。某語孟集注, 添一字不得, 減一字不得。公子細看。又曰。不多一箇字, 不少一箇字。」

(121) 王畿（卷12「浙中王門学案」2）、王艮（卷32「泰州学案」1）、羅洪先（卷18「江右王門学案」3）、朱得之（卷25「南中王門学案」1）、胡直（卷22「江右王門学案」7）、羅汝芳（卷34「泰州学案」3）、周汝登（卷36「泰州学案」5）。

(122) 『四庫提要』卷125, 子部雜家存目。

(123) 佐々木愛1997年, 山内弘一1999年。

(124) 『正祖実録』正祖23年7月16日壬申（冊47, 頁200）「近來中国学問, 滔滔是王陸余派, 泛滥於白沙, 懷襄於西河而極矣。」

(125) 『正祖実録』正祖15年（1791年）10月24日乙丑（冊46, 頁253～254）「乙丑, 左議政蔡濟恭上劄曰。…批曰。…予嘗語筵臣曰。欲禁西洋之学, 先從稗官雜記禁之。欲禁稗官雜記, 先從明末清初文集禁之。…卿居廟堂籌謀之地, 須以明末清初文集及稗官雜記等諸冊, 投之水火当否, 与諸宰, 爛加講究。而此若以令不便為嫌, 赴燕使行購雜書之禁, 在所申明。」正祖18年にも同様の王命が下されている。『正祖実録』正祖18年（1794）10月29日癸未（冊46, 頁517）「上曰。我国文献之邦, 書冊豈可禁之。而近來出来之書, 即稗官小品。今人耽好小品, 有此購貿, 烏可不嚴禁乎。雖聖經賢伝, 已出来者, 足可誦読。今番使行, 則自經書以下, 切勿購来。」なお正祖による西洋書や明末清初の書籍購入禁止は、乙巳事件（正祖9年乙巳1785年）、珍山事件（正祖15年辛亥1791）等一連の教難（天主教弾圧事件）の延長線上に位置を占めるものであろう。鈴木信昭1984年。

の禁令が一定の時期、一定の効力を伴って実施されていたのであったとすれば、異学の禁の顕著な事例として大いに注目に値するであろう。

⑩『弘齋全書』巻51, 策問4「偽書」上齋生更試（正祖16年壬子1792）

試問新書之实用, 理耶事耶。無実則偽而已。噫。書偽則言偽, 言偽則行偽。而其流之害, 率天下同帰於偽。予是之懼, 平日所以誨人教人導迪訓匡, 咸以脚踏实地, 為一副柄衡。而燕价之路, 禁購新書, 亦職此之由。

燕行使が当地において新刊書を購入して帰るのを禁止するというのは、⑩における明末清初書籍購入の禁と同内容である。

⑪『弘齋全書』巻51, 策問4「経術」抄啓文臣親試（正祖19年乙卯1795）

爾今之所謂経術者, 何与此大相遠也。…予所以禁購新書, 豈得已也。…駸駸乎異端邪学之干其間, 而経之術, 或幾乎息矣。…経術所以受弊之源, 子大夫尙能悉其由乎。予則曰。好新以開其端, 無巖以致其極。好新故厭菽粟, 無巖故侮聖賢。此其轉移之機, 顧不在於從事真経術而善学朱夫子乎。

ここにも新書購入の禁令が言及されている。それとともに、聖賢を軽侮するような異端邪学が横行する原因は、真の経術に従事せず朱夫子を学ばない点にこそある、と断じている点が注目される。ここにも朱子・朱子学を絶対的規範として尊崇する立場が明示されている。

3

以上、『弘齋全書』所収の策問を一瞥しただけでも、その朱子学尊重の立場は明確に看取することができる。具体的には(1)朱子学の道統説を受容し、朱熹を諸儒の集大成者として位置づける(③), (2)程朱による四書の顕彰と朱熹『四書集注』等の撰述を高く評価する(⑤⑥⑨), (3)金の章宗, 南宋の理宗, 明の太祖等, 朱子学を尊崇した過去の治世を顕彰する(②③), (4)朱熹を「朱夫子」と尊称し(⑥⑦⑨), 「尊朱」(⑧)「善学朱夫子」(⑫)の立場を鮮明に打ち出す, (5)陸学・陽明学を異端邪説として批判する(①③④), (6)陽明学系統の著作を多分に念頭に置きつつ, 明末清初の書籍購入を禁止する(⑩⑪⑫), 等である。

もっともここに見出される朱子学尊重の顕著な姿勢を、直ちに朝鮮朝時代全般にまで一般化して理解することはできないだろう。正祖はその春宮時代から朱熹の著作に親しみ、文集や語類を抄出した『選統』『会選』『会英』, 朱熹の書牘を抜粋した『朱書百選』等を自ら編纂した人物である<sup>(126)</sup>。さらに後には文集、語類や『四書集注』『四書或問』『易学啓蒙』『文公家礼』から『周易参同契考異』『楚辞集注』等に至るまで、朱熹の諸著作を集大成した全書の編纂を企図し、赴

(126)『正祖実録』正祖18年(1794)12月25日戊寅(冊46, 頁534)「朱書百選成。上自春邸, 喜読朱子書, 就大全・語類, 手加彙選為選統・会選・会英諸書。至是取其書牘, 約之為百選。」

燕使臣に朱子書の購入を命じたり<sup>(127)</sup>、また朱子学に造詣の深い人物の登用を命じたりもしている<sup>(128)</sup>。「朱夫子、即孔子後一人也。」「予所願者、学朱子也。」「欲令家家人人誦習朱書」とは、いずれもそれらの文脈で述べられた正祖自身の言葉である<sup>(129)</sup>。従って策問に見出された諸点も、正祖自身の個人的な朱子学尊崇の性向と密接に結びついている、という点は十分に考慮しておく必要がある。

## おわりに

以上、本稿では主として『司馬榜目』生員試四書疑の試題、及び正祖『弘齋全書』所収「策問」の内容検討を通して、朝鮮朝時代の科挙と朱子学の関わりを考察した。本稿の考察を通して、朝鮮時代の科挙と朱子学との深い結びつきについて、相当程度に具体的に解明することができたと考えられる。ただし、時代による変遷・異同の有無等に関しては全く考察が及んでいない。また当時流布していた坊刻本の受験参考書等の内容を検討すれば、挙業の実態、ひいては時代が要請していた学問の質についても、一定の知見を得ることができたはずであるが、この点についても全く検討する暇がなかった。これらについてはなお他日を期したいと考える。

### 【主要参考文献】

(日文)

- 大木康「明清時代の科挙と文学——八股文をめぐる——」  
『中国——社会と文化』7号, 1992年
- 大木康「試験問題で遊ぶ」  
同氏『原文で楽しむ明清文人の小品世界』所収, 2006年, 中国書店
- 金在得「朝鮮王朝の科挙について」  
『韓国文化』48号, 韓国文化研究院, 1983年
- 金文子「李朝後期科挙制度について——直赴法を中心に——」  
『研究年報』第24号, 奈良女子大学文学部, 1980年
- 金原泰介「康熙年間における陽明学批判の流行——熊賜履の影響力を中心に——」  
『東方学』第107輯, 2004年
- 佐々木愛「毛奇齡の思想遍歴——明末の学風と清初期経学——」  
『東洋史研究』56巻2号, 1997年
- 佐野公治「八股文の四書学」  
同氏『四書学史の研究』所収, 創文社, 1988年
- 鈴木虎雄「八股文」  
同氏『支那文学研究』所収, 弘文堂, 1934年
- 鈴木信昭「李朝正祖期における天主教の布教状況に関する一考察——乙巳・珍山両事件の間を中心として——」

(127) 『正祖実録』正祖23年7月16日壬申(冊47, 頁200)。

(128) 『正祖実録』正祖23年9月5日庚申(冊47, 頁205)。

(129) 前二者は『正祖実録』正祖23年7月16日壬申, 後者は『正祖実録』正祖23年9月5日庚申。

- 『史苑』43卷2号, 1984年
- 高橋亨「朝鮮の陽明学派」  
『朝鮮学報』第4輯, 1953年
  - 鶴成久章「『四庫全書総目提要』「永樂三大全」の研究」  
『福岡教育大学紀要』第56号, 2007年2月
  - 鶴成久章『明代八股文資料目録(稿)』  
平成16~18年科学研究費補助金「明代八股文資料の整理と研究」研究成果報告書, 2007年3月
  - 鶴成久章「嘉靖二年会試の策題における陽明学批判について」  
『九州中国学会報』第45巻, 2007年5月
  - 鶴成久章「明代の科挙制度と朱子学——体制教学化がもたらした学びの内実——」  
『中国——社会と文化』第22号, 2007年6月
  - 中純夫「朱子の工夫論について——未発已発の問題をめぐって——」  
京都大学文学部中国哲学史研究室『中国思想史研究』第7号, 1985年
  - 中純夫「徐階研究」  
『富山大学教養部紀要』人文・社会科学篇第24巻1号, 1991年
  - 中純夫「心と矩——顧憲成における朱子学と陽明学——」  
京都大学中国哲学史研究会『中国思想史研究』第20号, 1997年
  - 中純夫「霞谷鄭齊斗緒論——朝鮮儒林における陽明学受容——」  
『青丘学術論集』第16集, 2000年
  - 中純夫「丁若鏞の『大学』解釈について——李朝実学者の経書解釈——」  
『京都府立大学学術報告(人文・社会)』第54号, 2002年
  - 中純夫「王守仁の文廟従祀問題をめぐって——中国と朝鮮における異学観の比較——」  
奥崎裕司編『明清はいかなる時代であったか——思想史論集』汲古書院, 2006年
  - 平田茂樹『科挙と官僚制』  
世界史リブレット9, 山川出版社, 1997年
  - 三木栄「『司馬榜目』について——見在「司馬榜目」一覧表——」  
『朝鮮学報』11輯, 1957年
  - 三浦国雄「一七世紀朝鮮における正統と異端——宋時烈と尹鏞——」  
『朝鮮学報』第102輯, 1982年
  - 三浦秀一『中国心学の稜線——元朝の知識人と儒仏道三教——』  
研文出版, 2003年
  - 宮崎市定「宣祖時代の科挙恩榮宴図について」  
『宮崎市定全集』第15巻, 岩波書店, 1993年
  - 宮島博史「朝鮮時代の科挙——全体像とその特徴——」  
『中国——社会と文化』第22号, 2007年6月
  - 山内弘一「李朝後期知識人の反朱子学批判の一例——清の毛奇齡と日本の古学派批判——」  
『漢文学解釈と研究』2輯, 汲古書院, 1999年
  - 李成茂『韓国科挙制度——新羅・高麗・朝鮮時代の科挙——』(平木実・中村葉子訳)  
日本評論社, 2008年
  - 渡辺学『近世朝鮮教育史研究』  
雄山閣, 1969年
- (中文)
- 黄進興「學術与信仰 論孔廟従祀制与儒家道統意識」  
同氏『優入聖域——權力・信仰与正当性——』允晨文化実業股份有限公司, 1994年
  - 李能和「朝鮮儒界之陽明学派」

『青丘学叢』第25号, 1936年

(韓文)

- 桂勲模編「司馬榜目総録 附司馬試設科年次」  
歴史学会『歴史学報』第38輯, 1968年
- 崔珍玉「15世紀司馬榜目の分析」  
『清溪史学』5, 精神文化研究院, 清溪史学会, 1988年
- 車美姫『朝鮮時代文科制度研究』  
韓国史研究叢書26, 国学資料院, 1999年
- 曹佐鎬「李朝司馬試攷」(上)  
『成均館大学校論文集』人文・社会系, 14輯, 1969年
- 曹佐鎬「李朝司馬試攷」(下)  
『成均館大学校論文集』人文・社会系, 16輯, 1971年
- 李鍾日「朝鮮後期の司馬榜目分析」  
韓国法史学会『法史学研究』11号, 1990年
- 이연숙「조선후기 내포지역『사마방목』입록 추이와 지역엘리트」  
역사문화학회『지방사와 지방문화』7卷2号, 2004年

#### 【付記】

筆者は2008年1月12日13日の両日にわたって大阪市立大学において開催された文部科学省科学研究費補助金特定領域研究「東アジア海域交流」の文献資料研究部門・総括班共催のシンポジウムにおいて、「朝鮮朝時代の科挙と朱子学」という題目で研究発表を行った。本稿はその際の発表原稿（予稿集『文献資料からみた東アジア海域文化交流』に掲載）に若干の補訂を施したものである。当日の発表に際しては、安部力・小島毅・高津孝・平田茂樹をはじめとする諸先生方から、種々貴重なご教示を賜った。付記して謝意を表させて頂きたい。

なお『司馬榜目』全17冊（国学資料院, 1990年）は久しく絶版品切れの状態にあったが、つい最近、『朝鮮時代生進試榜目（司馬榜目）』全28冊（歴史創造, 2008年1月）が刊行され、筆者も本稿脱稿の直前になってこれを入手することを得た。28冊本は、既刊分（肅宗10年1684～高宗31年1894）に太宗14年甲午（1414）～肅宗9年癸亥（1683）までの榜目を増補したものであり、従来容易には目睹し得なかった国初以来300年間分の榜目が新たに刊行されたことの意義は極めて大きい。増補分をも検討対象に加えれば、本稿における考察の成果を更に補強すること、あるいは新たな知見を得ることも可能かと思われるが、それは他日を期すこととしたい。

(2008年9月30日受理)

(なか すみお 文学部教授)